

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
1	システム概説書【第1.1版】	4	【機構取扱対象証券について】 証券取引所にて上場されている外国株式については、対象となるのでしょうか。	上場外国株券等については株式等振替システムの取扱対象となります。しかし、外国株券等は「外国株券等保管振替決済制度」での取扱いとなり、一部、内国株式の振替制度とは異なる取扱いがございます。 外国株券等の取扱いについてはほぶりのホームページより「外国株券等保管振替決済」「内国株券等の電子化に対応した新振替システムの稼働(平成21年1月予定)に伴う外国株券等保管振替決済制度改正の概要はこちら」「外国株券等保管振替決済制度改正の概要について 2006年12月27日」等をご参照ください。	総則	対象
2	システム概説書【第1.1版】	5	区分口座コード80番台について「常任代理人業務分」とありますが、国内居住者で、かつ常任代理人を選任していない一部顧客の預り分について、同じ区分口座に記録してもよろしいでしょうか。	そのようなご理解で結構です。(システム概説書(1.1版)P5に記載のとおり、区分口座の利用目的(分)は、利用上の目安の位置付けとしております。)	口座	種別
3	システム概説書【第1.1版】	7	【加入者口座コードについて】 口座管理機関で発番する加入者口座コードに制限(上限)はあるのでしょうか。	個々の口座管理機関が発番する加入者口座コードについて、ある特定の番号帯を使用しなければならない等の制限(上限)はございませんが、口座削除後、10年間は、異なる株主に対して、同一の加入者口座コードを使用することは認めていません。 桁数の範囲内で発番ください。	加入者情報	加入者口座コード
4	システム概説書【第1.1版】	7	(口座管理機関コード+顧客口座コード)が異なれば、加入者口座番号は重複してもよろしいでしょうか？	ご認識のとおり、(口座管理機関コード+顧客口座コード)が異なれば、加入者口座番号は重複しても問題ございません。	加入者情報	加入者口座コード
5	システム概説書【第1.1版】	14	【振替新株予約権付社債・振替新株予約権について】 システム概説書上は、振替新株予約権付社債・振替新株予約権について区別が無いように思えますが、システム上は同一の取扱とすることでよろしいでしょうか。	システム概説書の共通事項のコード体系において記載させていただいておりますとおり、新株予約権付社債と新株予約権について、別個の取扱いとさせていただいております。 また、振替請求等の商品種別に関係なく共通で利用するものについては特段の区別無く利用させていただいて構いませんが、買入消却請求等の商品を限定したものににつきましては、対象商品のみにおいて利用させていただくことを想定しております。	総則	対象
6	システム概説書【第1.1版】	23	【口座通知情報確認結果データについて】 「確認結果が不一致であった場合の不一致理由」として、「口座通知株数>株主名簿登録株数」の時に超過エラーとすることを想定していますが、当該事象以外に考慮すべき内容はありますでしょうか。	項目に誤って値を設定することにより「株主不一致(氏名/住所に関する不一致)」、「銘柄不一致」等がございます。	新規記録	口座通知
7	システム概説書【第1.1版】	23	【口座通知情報確認結果データの送信期限について】 ・「口座通知情報データ」を受領した場合、速やかにその内容を確認するとありますが、送信の期限(時間)はいつになりますでしょうか。 ・「口座通知情報確認結果データ」の送信は、「口座通知情報データ」受信の2営業日後を予定していますが問題ないでしょうか。	・口座通知情報確認結果データの送信期限ですが、システム概説書【第1.1版】ホ.処理フロー(p29)にございますように口座通知情報ファイルを受信した当日の14:00までとなります。 ・「口座通知情報データ」受信の2営業日後を予定とありますが、前述のとおり口座通知情報ファイルを受信した当日の14:00までに送信下さいますようお願いいたします。	新規記録	口座通知
8	システム概説書【第1.1版】	23	【口座通知情報確認結果データの送信期限について】 新規取扱開始時の口座通知には、取次期間が設けられていますが、「口座通知情報確認結果データ」の送信は、その期間を超えても問題ないでしょうか。	口座通知取次期間の最終日に機構が口座通知を集集しますと、その翌営業日に口座通知情報ファイルを会社(TA)へ配信いたします。「口座通知情報確認結果データ」の送信は、口座通知情報ファイルを受信した当日(口座通知取次期間の最終日の翌営業日)の14:00までとなります。	新規記録	口座通知
9	システム概説書【第1.1版】	49	【口座通知が行われていない特別口座への新規記録通知作成要綱について】 株主有償割当の場合で「口座通知が行われなかったときは株主等照会コードにより新規記録通知データにおける新規記録先の口座を指定する」とありますが、口座通知からセットする情報(株式等リファレンスNO等)には、何をセットするのでしょうか？(ex.スペースをセットする。)	項目の属性に合った初期値のセットをお願いいたします。 (株式等リファレンスNOは、スペースをセット)	新規記録	口座通知

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
10	システム概説書【第1.1版】	49	<p>【株主有償割当増資の新規記録について】</p> <p>システム概説書(1.1版)P.49には、公募による発行の場合(発行時DVP方式によらない方式)に準じると記述されており、株券等の電子化に係る制度要綱P.20やシステム概説書(1.1版)コーポレートアクションP.170にも、取扱開始時の新規記録と記述されています。</p> <p>有償割当増資で増加記録される株式については、必ず口座通知データが必要ということでしょうか。その際、加入者の口座通知取次ぎを受けた口座管理機関(証券会社等)から機構に通知し、機構から会社(TA)に通知、といった手続きになるのでしょうか。</p>	<p>「株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】」の資料9-2「株主有償割当増資の場合の振替株式の新規記録の取扱い」の1頁、備考欄の2つ目に記載のございますとおり、原則的な手続は株主等照会コードで行い、口座通知データは不要としております。ただし、同2頁、備考欄の2つ目に記載のございますとおり、特別口座のみを有する加入者である場合には、(割当てられる振替株式は特別口座に記録ができないため、)口座管理機関に口座を開設の上、当該口座管理機関による口座通知データの提出を必須としております。なお、同2頁、備考欄の3つ目に記載のございます特別口座以外の口座を指定した特定の口座への割当ての可否につきましては、その後の第9回株券電子化小委員会において承認されました事項であり、当該小委員会資料の「1.振替株式分科会における検討状況について」の4頁(3)に記載のございますとおり、特別口座以外の特定の1口座に割当てを受けることにつきましても、口座通知データの提出により可能としております。</p> <p>上記の場合の手続きにつきましては、ご指摘のとおりに、新規取扱開始時の新規記録と同様の手続きとなります。</p>	新規記録	株主割当
11	システム概説書【第1.1版】	50 150 157	<p>振替新株予約権の"数量"とは行使後「株数」が該当するという理解でよろしいでしょうか。現行の有償増資で発行される新株予約権が該当すると考えて宜しいでしょうか。また他にも該当する事例がありますでしょうか。</p> <p>総額買取型新株予約権の"個数"とは「権利の数」と考えて宜しいでしょうか。(従来のワラント数)</p> <p>振替新株予約権付社債の"額面"と総額買取型新株予約権付社債の"額面"は、保振システムでは、この2つは同一の取扱い方法となっているとの認識ですが、それで間違いはないでしょうか。</p>	<p>取引所に上場している振替新株予約権については、行使後の上場株式の単位に合わせているため、ご指摘のとおりになります。また、当該取扱いを行う新株予約権は、株主有償割当増資の際に無償で割り当てられる新株予約権(無償割当新株予約権)となります。(「株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】」の資料1「振替法の対象有価証券、上場有価証券と機構取扱対象株式等」の注1~注4をご参照ください。)</p> <p>ご指摘のとおりに、「個数」とは新株予約権の「権利の数」となります。ご認識のとおりになります。</p>	新規記録	株主割当
12	システム概説書【第1版】	54	<p>「当該データを「単元未満株式買取請求」を行った口座管理機関に対し、当該データ受領日の翌営業日の業務開始時までに通知する。」と記載されておりますが、単元未満株式買取日データを会社(TA)から受付けた翌営業日のファイル伝送開始時に単元未満株式買取日データは必ず取得出来るという認識で宜しいでしょうか。また、(8)振替新株予約権付社債等の新株予約権行使にも同様の記載がございましたが、同じ認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご認識の通り、「単元未満株式買取日データ通知」として、単元未満株式買取日データを会社(TA)から受付けた翌営業日のファイル伝送開始時に配信いたします。振替新株予約権付社債等の新株予約権行使についても同様です。</p>	権利行使	買取請求
13	システム概説書【第1.1版】	85	<p>「取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得により交付される振替株式」の新規記録の取扱いについて、システム概説書に、前述二。(「取得条項付株式又は、全部取得条項付種類株式が振替株式である場合」)に準じるとあります。この前述二。に準じるとは、</p> <p>「(イ)取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式である場合」を</p> <p>「(イ)取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権若しくは振替新株予約権付社債である場合」と読替え</p> <p>「(ロ)取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式でない場合」を</p> <p>「(ロ)取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権若しくは振替新株予約権付社債でない場合」と読替えるということでしょうか。</p>	<p>ご指摘の通りの読み替えて結構です。</p> <p>なお、(イ)の処理の内容につきましては、後述(9)「を参照しておりますが、これは会社合併(吸収合併(対等・非対等))を参照しておりますとあり、新株式数申告方式により、対価の記録を行うこととなります。また、(ロ)の処理の内容につきましては、前述の機構取扱開始時における取扱いを参照しておりますが、これは対価の記録を行うに当たり、取得条項付新株予約権等が機構非取扱いであり新株式数申告方式が採れないことから、新規記録通知方式により振替口座簿への記録を行うこととなります。</p>	権利行使	取得条項付株式等
14	システム概説書【第1.1版】	87	<p>特例登録質に係る振替制度への移行について、振替法131条の一ヶ月前通知の送付先は株主(質権設定者)宛に送付した場合、質権者の質権口に登録(登録質権者管理簿への記録は行わない)することが可能でしょうか。</p>	<p>振替制度への移行が行われた後に、新規上場などにより振替制度での取扱開始となる株式の特例登録質の取扱いについては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社(株主名簿管理人)は、株主名簿に質権者が登録されている株主(質権株主)について加入者口座コードを付番し株主等通知用データに登録しておきます。</li> <li>・会社は、特例登録質権者あてに振替法131条の通知を送ります。当該通知には、特例登録質権である旨、質権株主の加入者口座コードを付記します。</li> <li>・口座管理機関は、特例登録質権者から依頼を受けて口座通知をするときは、口座通知の際に、通知をしようとする加入者が特例登録質者である旨及び質権株主の加入者口座コードを通知します。</li> <li>・口座管理機関は、取扱開始日に質権者の質権口に(略式質権株式として)株式を記録します。</li> </ul> <p>なお、保管振替制度から振替制度への一斉移行の場合の特例登録質については、振替法131条の対象ではなく、振替株式は、一斉移行時に質権者の特別口座の質権口に登録されます(質権株主の加入者口座コードの付番・登録の取扱いについては、上記と同様の対応を想定しています。)</p>	移行	特例登録質
15	システム概説書【第1.1版】	87	<p>特例登録質について、仮に質権者に一ヶ月前通知を送付する(質権設定者の口座について特定登録質と同様)となった場合、株主名簿に登録されている特例登録質に係る記述(会社法148条)は、総株主通知においてどのように通知され、株主名簿の更新をすることになるのでしょうか。</p>	<p>株式の新規上場により機構が当該株式について取扱いを開始するとき、特例登録質が設定されている株式は、特例登録質権者の口座(当該特例質権者が口座を通知した場合はその口座、口座を通知しなかった場合は当該特例質権者のために開設された特別口座)の質権欄に登録することとしています。</p> <p>このとき、特例登録株式質権者であった者から直近上位機関に対して151条3項の申出がないときは、特例登録株式質権者の氏名等は総株主通知では通知されません。</p>	移行	特例登録質

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
16	システム概説書【第1.1版】	89	『前日残高調整請求』及び、『当日残高調整請求』について 通常口座に対して信託財産表示をするという理解であります。前日残高調整請求レコードを使用することにより、口座ではなくデータに対して信託財産表示をするという理解でよろしいでしょうか。 当該データをどのような場合に使用するべきかご教授下さい。	前日残高調整請求及び当日残高調整請求は、同一機構加入者内の区分口座間の振替を行うための請求となります。 なお、当該請求で信託財産表示を指定していただければ、当該振替請求分の数量について信託財産表示分となります。	振替	請求
17	システム概説書【第1.1版】	90 93 96	表中の (任意入力)について、条件に応じてセット要/不要が変わる(条件付必須)との意でしょうか？文字通りの任意の意でしょうか？前者である場合はセット仕様をご教授ください。	ご指摘の内容のうち後者の「文字通りの任意の意」となります。	振替	請求
18	システム概説書【第1.1版】	92	振替請求(質権)について 1. 受方が「口座管理機関加入者(顧客口)」の場合、質権を登録質とする方法はどのように行うのでしょうか。 2. 転質の解除は質権事由にある「質権解除」で行うのでしょうか。 3. 転質の質権実行は質権事由にある「質権実行」で行うのでしょうか。	1. 機構で管理する顧客口は、質権口等の概念はございません。機構は顧客口の残高を総数でのみ管理しております。(普通残高、質権残高を区別して管理していません) 口座管理機関の加入者が質権者である場合には、振替によりその口座の質権欄に質権株式の記録を受けた加入者が、その直近上位機関に登録質である旨の申告等をしていただくことにより登録質の扱いとなります。(口座管理機関における登録株式質権者管理簿による管理となります。(制度要綱 資料22参照)) 2. 転質の解除は2通りの考え方がございます。A、B、Cが機構加入者としてA(保有口又は顧客口)【質権設定】 B(質権口)【転質】 C(質権口)において、Cの質権口からBの質権口への返戻には、振替請求(質権)【質権解除】ではなく、振替請求(質権)【転質】で行っていただくこととなります。(振替請求(質権)【質権解除】は処理エラーになります。) CがCの質権口からAの保有口又は顧客口に直接返戻する場合には、Cの機構加入者口座の質権口に記録されている振替株式について、振替請求(質権)の質権解除により、Cの質権口からAの機構加入者口座への振替を行っていただきます。原設定者、質権者、転質権者のそれぞれの契約にもよりますが、実務的にはほとんど発生しないと伺っております。 3. 質権者が機構加入者である場合、転質の質権実行は質権事由にある「質権実行」で行います。 2、3におきましては、口座管理機関の加入者が質権者である場合には、必ずしも振替請求(質権)を使用する必要はございません。一般振替請求でも可能です。その場合、株主の加入者口座コードにつきましては、メッセージ欄を利用していただくこととなります。	振替	請求
19	システム概説書【第1.1版】	93	【振替株式等の株主等の加入者口座コードについて】 口振替請求(質権)項目の入力パターンについて、「渡方加入者口座コード」には、振替元となる口座管理機関の加入者口座コードがセットされる認識です。 ここで、「振替株式等の株主等の加入者口座コード」にセットされる内容については、「渡方加入者口座コード」と同様の内容がセットされる認識ですが、その認識でよろしいでしょうか。 異なるケースがあるとすれば、具体的にどのようなケースかご教授下さい。	「渡方加入者口座コード」には、振替元となる口座管理機関の加入者口座コードを設定するものではございません。 「渡方加入者口座コード」は、質権事由によりセットする内容が変わってきます。 質権設定: 質権設定時における質権設定者の加入者口座コードをセットいたします。 転質: 転質設定時における転質設定者、転質解除時における転質権者の加入者口座コードをセットいたします。 質権解除: 質権解除時における質権者である口座管理機関(口座管理機関の自己分が対象である場合)又は加入者(加入者の自己分が対象である場合)の加入者口座コードをセットいたします。 質権実行: 質権実行時における質権者の加入者口座コードをセットいたします。  質権設定時の凡例を記載いたしますので、御参考になればと存じます。 EX. ・A口座管理機関が自己口の株式等を質権設定する場合 A口座管理機関の加入者口座コード ・A口座管理機関の下位のB口座管理機関加入者が自己口の株式等を質権設定する場合 B口座管理機関の加入者口座コード ・A口座管理機関の下位のB口座管理機関加入者の顧客Cが株式等を質権設定する場合、顧客Cの加入者口座コード  「振替株式等の株主等の加入者口座コード」は、質権対象となる株式等の株主の加入者口座コードをセットいたします。 質権設定時は「渡方加入者口座コード」と「振替株式等の株主等の加入者口座コード」は同じ内容となりますが、転質時は異なります。 EX. A口座管理機関がB口座管理機関へ質権設定。B口座管理機関がC口座管理機関へ転質の場合、B口座管理機関が設定する「振替株式等の株主等の加入者口座コード」は、A口座管理機関の加入者口座コードとなります。 (「渡方加入者口座コード」は、B口座管理機関の加入者口座コードを設定します。)	振替	請求
20	システム概説書【第1.1版】	95	振替請求(譲渡担保)を行った場合は、必ず「特別株主の申出」を行う認識でよろしいでしょうか。 また逆に、特別株主管理をする場合は、振替請求(譲渡担保)で振替処理を行わなければならないのでしょうか。	振替請求(譲渡担保)は、譲渡担保に係る振替請求と同時に「特別株主の申出」を行う手続きとなりますので、別に「特別株主の申出」を行う必要はございません。 一般振替による振替後に譲渡担保として特別株主管理を開始する場合には、機構加入者(機構がその自己口を開設する直接口座管理機関及び加入者)の自己口(担保専用口、質権口を除く。)を指定して「特別株主の申出」を行う必要がございます。 なお、前述の内容は機構加入者の自己口が対象であり、口座管理機関の加入者の自己口がその対象である場合は、当該加入者からその口座を開設した直近上位の口座管理機関への「特別株主の申出」が必要となります(この場合の機構加入者から機構への当該申出は不要となります。)	振替	請求

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
21	システム概説書【第1.1版】	95	振替請求(譲渡担保)について 1.渡方が「口座管理機関加入者(顧客口)」、受方が「口座管理機関加入者(顧客口)」の場合で口座管理機関加入者が渡方、受方ともに同じ場合(同一区分口座内での振替え)でも振替請求(譲渡担保)を行う必要があるのでしょうか。 2. 転担保の解除は担保事由にある「担保解除」で行うのでしょうか。	1. 機構加入者の同一区分口座内において、振替請求(譲渡担保)を行うことはできません(機構は、機構加入者の一の顧客口座内における残高の増減を伴わない事象においては、振替請求を受付けません。) 2. 転担保の解除は2通りの考え方がございます。A、B、Cが機構加入者として、A(保有口又は顧客口)[担保設定] B(保有口)[転担保] C(保有口)において、CからBへの返戻には、振替請求(譲渡担保)[担保解除]ではなく、振替請求(譲渡担保)[転担保]で行っていただくことになります。CからAの保有口又は顧客口に直接返戻する場合には、Cの機構加入者口座の保有口に記録されている振替株式について、振替請求(譲渡担保)の担保解除により、Cの保有口からAの機構加入者口座への振替を行っていただくことになります。 口座管理機関の加入者が担保権者の場合は、振替請求(譲渡担保)を使用する必要はございません。一般振替請求でも可能です。その場合、特別株主の加入者口座コードにつきましては、メッセージ欄を利用していただくことになります。	振替	請求
22	システム概説書【第1.1版】	99	特別株主の申出は、当初の1回だけ行えばよろしいでしょうか。	特別株主の申出に関する内容(特別株主の加入者口座コード、銘柄、数量、信託財産表示、効力発生日)に変更がない場合は初期設定時以降の変更等は不要ですが、前述の内容に関して変更が生じた場合には、「特別株主の申出」の解除及び変更後の内容に関する新規申出が必要となります。	特別株主の申出	
23	システム概説書【第1.1版】	100	特別株主管理事務 当社自己口保有口で管理する所有有価証券と他の機構加入者の担保専用口に担保差入した場合、「特別株主管理事務」は当社にて行うことと、先日機構様からご回答を頂きました。 このため、当社は委託先機構加入者として担保差入データを機構に通知し、機構からは特別株主管理事務委託対象株式数データを受領することとなりますが、その一方で、当該株式は総株主通知の対象株式には含まれないとのご回答を頂きました。もし、当社が個別株主請求をした場合、または、情報提供請求があった場合であっても、総株主報告と同様に、当該株式は、それぞれ個別株主報告データ、振替口座簿記録事項報告データに含まれないという理解でよろしいでしょうか。	機構は、機構加入者の自己口から自社又は他の機構加入者の担保専用口へ、振替が行なわれた数量は、把握しておりません(ただし、機構は、総株主報告においては、その数量を特別株主管理事務委託状況報告データから委託先機構加入者が、総株主報告を行う数量として総株主報告対象株式数として把握します。)。そのため、情報提供請求(全部情報、部分情報)及び個別株主報告において、機構加入者の自己口が指定若しくは個別株主の申出がされた場合は、振替口座簿記録事項報告データ等の数量履歴で、請求の対象となった自己口から自社又は他の機構加入者への振替を行った数量の履歴を報告していただくこととなります(担保専用口への振替が行なわれた数量の履歴以外は、機構で自動作成いたします。) 本件は、機構及び機構加入者(又は計算会社)それぞれが管理すべき対象を充分にご確認のうえ、自己口について特別株主管理簿の作成は機構で行うという認識で整理がされないよう、制度の内容を吟味してシステム構築を行ってください。(機構加入者が、自己口から担保専用口へ振替を行なった場合の特別株主管理事務の最終的な委託先は、当該振替を行なった機構加入者となります。そのため、機構では、当該振替に係る特別株主の管理は行なわないことになり、機構加入者の自己口においても、機構加入者が、特別株主管理簿の作成を行なう必要がありますのでご注意ください。)	特別株主の申出	
24	システム概説書【第1.1版】	100 ~ 107	コーポレートアクション発生時の特別株主申出簡略化スキームについて 新株式数申告を伴うコーポレートアクション銘柄について、株主確定日に担保専用口に残高が残ってしまった場合(万一運用ミスで残高が残ってしまった場合のケースです。)、特別株主管理事務を行い、新株式数申告および口座残高の増額記帳を行うのでしょうか？ また、同様に取引所等の担保専用口へ転担保していた場合は、当社がCSVファイルにて代理申告することは可能でしょうか。 もしくは、特別株主を管理する当社担保専用口以外の自己口に振替を行い、特別株主を報告するという手続きはいかがでしょうか。 なお、他の機構加入者に特別株主管理事務を委託していない分(担保専用口の機構加入者が総株主報告を行う分(当該機構加入者がその加入者から担保を受け入れている場合など))については、当該担保専用口の機構加入者が担保専用口の残高について新株式数申告を行い、総株主報告においてその担保専用口に記録されていたものとして報告していただくことは可能です。	担保専用口に残高が残ってしまうようなケース(特別株主管理事務委託状況報告データの送信の失念時)では、委託先機構加入者にその特別株主管理事務委託状況報告データの送信を失念した銘柄に係る報告残高が、総株主報告対象株式数通知で加算されません。そのため、総株主報告及び新株式数申告を担保専用口から行っていただく必要があります(総株主報告対象株式数通知で自社の担保専用口に報告すべき残高がある旨が通知されます)。 代理申告はできません。 特別株主の申出を行うことは可能ですが、株主確定日を過ぎた(翌営業日)あとに特別株主の申出をしても総株主通知では、機構は当該申出を反映した総株主通知を自動で作成しません(株主確定日時点のものとなります。) 可能です。	特別株主の申出	
25	システム概説書【第1.1版】	101	本文中に、「申出省略機構加入者が、他の申出省略機構加入者に対して…」とありますが、申出省略機構加入者が否かとどちらか選択しなければならないものなのでしょうか。 それとも、ある機構加入者Aの担保専用口へ差し入れを行う場合に、その機構加入者Aを申出省略機構加入者と表現しているだけなのでしょうか。	申出省略機構加入者とは、担保専用口に記録されている振替株式についての、特別株主の申出及び特別株主の申出内容の変更の申出を省略することを機構に届け出た機構加入者を指します。また、申出省略機構加入者は、その担保専用口に記録する振替株式について機構が特別株主管理簿に記録すべき事項をこれに準ずる帳簿により管理します。そのため、ご質問の「申出省略機構加入者が否かとどちらか選択しなければならないものなのでしょうか」について回答をさせていただくと、特別株主の申出を省略することを選択し、その旨を機構に届け出た機構加入者ということになるかと思えます。 また、文中では、双方の機構加入者が申出省略機構加入者であり、担保専用口から担保専用口への転担保を行なったという条件として記載させていただいております。	特別株主の申出	

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
26	システム概説書【第1.1版】	102	『システム概説書 第1.1版』、ページ102の「特別株主管理事務委託状況報告データの主な項目」についての記述にて、 ・委託先機構加入者の区分口座の機構加入者コード(委託先機構加入者が特別株主であるときは、その保有口とし、当該委託先機構加入者が特別株主の上位機関であるときは、その顧客口とする。)とあります。 つまり委託先機構加入者コードとしては「xxxxx00 または xxxxx01～xxxxx19 または xxxxx60～xxxxx69」 となるかと思われませんが、なぜこのような制約があるのでしょうか？ 弊社では、代用証券を担保専用口(49)にて管理しようとしています。 ところが、上記の制約によると、その代用証券を担保差入した場合、申出省略機構加入者(担保を受け入れた機構加入者)からの「特別株主管理事務委託状況報告データ」では弊社の担保専用口(49)を委託先機構加入者として指定できません。	委託先機構加入者とは、申出省略機構加入者が、その担保専用口に記録されている振替株式につき特別株主管理事務を委託する機構加入者(当該申出省略機構加入者が特別株主管理事務を行う場合の当該申出省略機構加入者を含む。)を指し、この委託先機構加入者が、その特別株主管理事務に係る総株主報告データを機構に送信するときの機構加入者コード(特別株主管理事務の委託を受けている数が報告対象残高として残高に加算される区分口座)が、委託先機構加入者コードこととなります。(基本的に、委託先機構加入者は、特別株主の上位機関または特別株主自身である機構加入者ですので、機構加入者間で転担保されたものを担保に受け入れている場合には、直接の担保差入元の機構加入者とは異なります。) 左記の例では、貴社が担保専用口(49)から総株主報告することは想定されていないと思いますので、その場合、委託先機構加入者コードとして指定されるべきは、貴社の担保専用口(49)ではありません。左記の例で、たとえば、貴社が自社の顧客から担保として受け入れた(貴社顧客口(60)から担保専用口(49)へ振替を受けた)ものを転担保として(49)から差し入れた場合には、一般的には、委託先機構加入者コードとして指定されるべきは、貴社の顧客口(60)になるものと思われます。	特別株主の 申出	
27	システム概説書【第1.1版】	102	特別株主事務委託状況報告データの委託先機構加入者口座コードの把握について  自社の顧客が他社の担保専用口へ担保差入を行う際に、顧客口(60等)にある株式を一旦自社の担保専用口(49)で受入れた後に差入先機構加入者の担保専用口(49)へ振替を行う場合、差入先機構加入者が通知する特別株主事務委託状況報告データ上の「委託先機構加入者コード」は差入元機構加入者の顧客口(60)となると認識しておりますが、その「委託先機構加入者口座コード」は、担保専用口への振替(担保専用口への振替は振替請求(譲渡担保)ではなく、一般振替請求にて振替を行うとお聞きしました)の振替済通知等でシステムの自動で把握することは現行の仕様では不可能と思われるのですが、担保専用口に係る一般振替の振替請求に担保差入元(特別株主事務委託先)が委託先機構加入者コードを何らかの形で設定するような仕様の変更またはどこかの項目へ設定するなどの取決めを検討していただくことは可能でしょうか？	システム概説書第1.1版のP101備考欄に記載のあるとおり、株式等振替システム外で委託先機構加入者コードを把握していただくこととなります。ただし、振替請求のメッセージ欄等を任意に使用していただくことは可能です。	特別株主の 申出	
28	システム概説書【第1.1版】	106	申出省略機構加入者(C証券49)から、申出省略機構加入者(F証券01)ではない他の機構加入者へ転担保した場合は、どのような処理となりますでしょうか？ ex. A証券01(担保差入) (担保受入)C証券49(?) (?)F証券01 ・F証券01では「特別株主の申出」を行いますでしょうか？ ・C証券49は「担保差入データ」は作成しますでしょうか？	特別株主の申出の簡略化スキームは、機構加入者の担保専用口に記録された振替株式についてのスキームとなりますので、申出省略機構加入者から申出省略機構加入者ではない他の機構加入者へ転担保された振替株式については、特別株主の申出の簡略化スキーム外の取扱いになります。 従いまして、当該振替株式に係るすべての申出省略機構加入者及び委託先機構加入者には、その分を除いた担保差入れデータ、担保受入データ、特別株主管理事務委託状況報告データを作成していただくこととなります。  ご質問の例では、 C証券は、C証券49からF証券01への「担保差入れデータ」は作成しません。 C証券は、A証券01からC証券49へ受け入れた数から、F証券01へ転担保した数を控除した数を、A証券01からC証券49への担保受入れデータとして作成します。また、C証券49に残っている残高について、A証券01を委託先機構加入者コードとして、特別株主管理事務委託状況報告データを作成します。 A証券は、A証券01からC証券49へ差し入れた数から、C証券がC証券49からF証券01へ転担保した数を控除した数を、A証券01からC証券49への担保差入れデータとして作成します。(C証券とA証券の間で連絡が必要になると考えられます。) F証券は、特別株主の申出を行う必要がありますが、C証券49からF証券01への振替に、「振替請求(譲渡担保)」を使用することは可能です。	特別株主の 申出	
29	システム概説書【第1.1版】	106	「特別株主の申出簡略化に係る取扱い」の概要図について、以下のとおりご質問させていただきます。 Q. A01 C49、C49 D49、及びD49 E49への振替データ作成は、「一般振替」で作成するという認識でよろしいでしょうか？ 1) また、そうであった場合、「振替請求(譲渡担保)」で振替を作成した場合どうなりますでしょうか？(エラー等となりますでしょうか？) 2) また、「振替請求(譲渡担保)」を行えた場合でも、申出省略機構加入者は、「特別株主管理事務委託対象株式数データ」を作成するという認識でよろしいでしょうか？	A01 C49、C49 D49、及びD49 E49への振替データ作成は、「一般振替」で作成するという認識で結構です。 「振替請求(譲渡担保)」で振替を作成した場合はエラーとなります。	特別株主の 申出	
30	システム概説書【第1.1版】	108	【担保株式の届出】(システム概説書1.1 P108) 顧客口において記録される担保株式については振替請求(譲渡担保/質権)によって記録されたものも含め、すべて「担保株式の届出」を提出しなくてはならないということでしょうか。	機構加入者の自己口を対象(機構加入者自らが担保設定者又は担保権者である場合)とした譲渡担保及び質権に関する振替請求や各種申出請求については、当該請求に基づき機構のシステムにおいて担保設定状況の管理を行います。 また、機構加入者の顧客口を対象とした譲渡担保及び質権に関する振替請求についても、当該請求が振替請求(質権)または、振替請求(譲渡担保)により振替が行われた場合には、当該請求内容に基づき機構のシステムにおいて同様の管理を行います。 従いまして、「担保株式の届出」により機構加入者が機構へ提出すべき情報は、機構を頂点としない機構加入者を含む口座管理機関を振替請求の頂点とする担保設定状況(譲渡担保及び質権に係る振替や各種申出請求)となります。	担保株式の 届出	

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
31	システム概説書【第1.1版】	108	「担保株式の届出」は、振替請求(質権)で受方加入者口座コードが顧客口に属する場合は受方登録質区分、渡方加入者口座コードが顧客口に属する場合は渡方登録質区分が設定できない仕様となっているが、これを補完するためのものでしょうか。	システム概説書108頁の備考欄の2つ目に記載のございますとおり、当該情報に基づき個別株主報告や情報提供報告の依頼の取次ぎ先を把握するために利用することを想定しておりますので、質権設定状況の詳細(略式質か登録質かの別)を把握する必要がないことから、これを補完する目的とはしていません。	担保株式の届出	
32	システム概説書【第1.1版】	108	「 機構は、機構取扱開始時等において、質権株式にかかる新規記録を行った場合についても担保株式に係る記録の管理を行う。」の記述についてP109のフロー図で、機構から機構加入者が受信するファイルは、「担保株式の届出」の想定ですが、上記記述のように質権株式にかかる新規記録を行った場合にも機構から機構加入者が受信するファイルは、「担保株式の届出」という理解でよろしいでしょうか。	機構取扱開始時等において質権株式に係る新規記録を行った場合は、機構は、担保株式に関する記録の管理を行い、当該新規記録に係る口座処理明細を「帳表ファイル」により、機構加入者へ通知します(「担保株式の届出」に関する処理明細は、「担保株式の届出」請求により処理した結果を対象とします。)	担保株式の届出	
33	システム概説書【第1.1版】	110	合併等により、振替口座簿上の加入者口座コードが変更となった場合の機構における管理方法についてご教授下さい。 この場合、変更後の加入者口座コードで置き換えを行うのでしょうか。 また、履歴管理の観点から、質権設定に係る株主又は譲渡担保設定に係る特別株主の加入者口座コードの変更前の減少/変更後の増加のデータをそれぞれ作成するのでしょうか。	加入者口座コードの変更が生じる場合は、状況に応じて、以下の手続きを行っていただく必要がございます。 口座管理機関の合併、営業譲渡、支店の統廃合、区分口座の新設又は支店間の顧客移管等が発生した場合 「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」に基づき、機構は、機構加入者の自己口のうち、保有口(担保分)及び質権口に記録がされている株主等の加入者口座コードを、変更後の加入者口座コードに置き換えを行います。また、システム概説書1.1版P.244、245に記載のございますとおり、500件を超える数の加入者口座コードを一時に変更しようとする場合には、電磁的な媒体による手続きも可能です。 担保設定者である加入者が、担保差入後に当該口座を閉鎖した場合等 「質権口座加入者口座コード変更請求」(システム概説書1.1版P.110参照)又は「加入者口座コード変更請求」(システム概説書1.1版P.113参照)に基づき、機構は、機構加入者の自己口のうち、保有口(担保分)及び質権口に記録がされている株主等の加入者口座コードを、変更後の加入者口座コードに置き換えを行います。 なお、ご指摘のとおり、上記の置換処理の他に、変更前及び変更後の情報の管理を、所要の期間行うこととなります。 また、口座管理機関の加入者に係る同情報の管理は、当該加入者の直近上位機関が行うこととなります。	加入者情報	加入者口座コード
34	システム概説書【第1.1版】	110	システム概説書(1.1版)P.110～115の『質権口座に記録された株主の加入者口座コードの変更』と『担保株式に係る株主の加入者口座コード変更』について、 ・「質権口座加入者口座コード変更請求」は、質権の受方が申請し(株主加入者口座コード、銘柄単位)、質権口のみ変更対象。 ・「加入者口座コード変更請求」は、質権・譲渡担保の渡方が申請し(株主加入者口座コード単位)、担保専用口以外全て変更対象。 以上の認識ですが、よろしいでしょうか。 上記が正しいとすると、「加入者口座コード変更請求」を申請すると、「質権口座加入者口座コード変更請求」を申請する必要はなく、また、株主の変更が発生した場合には、株主の上位機関である口座管理機関が一番最初に変更情報を取得すると思われる為、受方の「質権口座加入者口座コード変更請求」が申請されることが想定できないのですが、どの様な時に、「質権口座加入者口座コード変更請求」が申請されるのでしょうか。 また、転質/転担保などとしていて、現在残高のない機構加入者には、変更内容の通知はあるのでしょうか。	・「質権口座加入者口座コード変更請求」は、質権者である機構加入者が申請し(銘柄、株主の加入者口座コード単位)、機構加入者の質権口のみ変更対象となります。 ・「加入者口座コード変更請求」は、株主又は特別株主(以下、「株主等」という。)の口座を開設する口座管理機関の上位機関である機構加入者(機構加入者自身が株主等である場合を含む)、又は質権者・譲渡担保権者である機構加入者が申請し(株主等の加入者口座コード単位)、機構加入者の保有口(担保分)及び質権口が変更対象となります。 ・「加入者口座コード変更請求」は、振替口座簿に記録された株主等の加入者口座コードを、名寄せがされた同一加入者の他の加入者口座コードへ一括して変更する場合に利用するものです。「質権口座加入者口座コード変更請求」は、機構加入者の質権口の銘柄ごとの特定の株主を対象としてその加入者口座コードのみを、名寄せがされた同一加入者の他の加入者口座コードへ個別に変更する場合に利用するものです。これは、質権設定者である加入者が、質権設定時に設定元となった口座を閉鎖し、他に開設している口座(2以上の口座を開設していることを想定。)の加入者口座コードに変更するときに利用するものであり、例えば、ある質権口の加入者口座コードはA証券の口座、他の質権口の加入者口座コードはB証券の口座の加入者口座コードに変更するケースを想定しているものです。 ・転質/転担保により現在残高のない機構加入者への変更内容の通知は行いません(機構が管理する機構加入者の保有口(担保分)及び質権口において、それぞれ特別株主又は株主として記録している(残高がある)加入者に係る加入者口座コードが変更された場合に当該機構加入者に対して通知します。)	担保株式の届出	
35	システム概説書【第1.1版】	119	「(口)被照会状況照会の主な入出力項目」について 被照会状況照会の主な入力項目のうち、「加入者口座コード」は、受入側の加入者口座コードという理解でよろしいでしょうか。 被照会状況照会の主な出力項目のうち、「照会申請者の口座管理機関コード」は、照会申請者の直接口座管理機関である、機構加入者の口座管理機関コードの事でしょうか。それとも実際に照会行為をした間接口座管理機関の事でしょうか。	振替先口座照会時に照会先として指定された加入者口座コードを入力いたします。 照会申請者の直接口座管理機関である機構加入者の口座管理機関コードです。	振替	振替先口座照会

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
36	システム概説書【第1.1版】	122 129	<p>単元未満株式の買取請求についてご質問が3点ございます。</p> <p>ご質問(1) 単元未満株式買取・振替請求受付通知 / エラー通知の授受時間帯は午後6時から午後8時までと記載されていますが、単元未満株式買取・振替請求を1日に複数回送信した場合、単元未満株式買取・振替請求受付通知 / エラー通知の内容はどのようになるのでしょうか？ 請求した内容全てに対し受付通知 / エラー通知が返される 最後に送信した請求データに対してのみ受付通知 / エラー通知が返される その他</p> <p>ご質問(2) 授受時間帯は午後6時から午後8時までとの記載ですが、参加者からのオンライン延長依頼などの理由により、この時間帯が変更される可能性はあるのでしょうか？</p> <p>ご質問(3) (1)(2)のご回答は振替新株予約権等 / 振替新株予約権付社債等の新株予約権行使の請求データ授受においても同様であるという認識でよろしいでしょうか？</p>	<p>ご質問(1)について 現在の前日請求ファイルの上書きの考え方と同じく、同日のファイル伝送受付時間帯に権利行使等請求ファイルを複数受信した場合は、最後に受信したファイルの請求内容に対してチェックが行われます。よって、の処理となります。</p> <p>ご質問(2)について 時間帯が変更される可能性はあります。</p> <p>ご質問(3)について ご認識のとおりです。</p>	権利行使	買取請求
37	システム概説書【第1.1版】	126	<p>【単元未満株式の買取請求】 c.権利付最終売買日までに買取価格が決定しなかった場合「コーポレートアクションに関わらない場合、株主確定日を跨いで持ち越される」とありますが、</p> <p>1) 1週間後に価格が決まった場合、支払って良いのでしょうか？ 2) 1ヶ月後に価格が決まった場合、支払って良いのでしょうか？ 3) 1年後まで価格が決まらない場合でも、更に持ち越すのでしょうか？</p>	<p>1週間後に買取価格が決まった場合、1ヵ月後に買取価格が決まった場合でも、現行どおり、当該決まった価格で単元未満株式の買取りを執行していただいで差し支えありません。</p> <p>1年後まで価格が決まらない場合についての御質問については、東京証券取引所の「株券上場廃止基準」には、毎月の末日からさかのぼって3か月間に売買が成立していない場合は、上場を廃止する(その後3か月以内に、当取引所が別に定めるところにより公募、売出し又は立会外分売を行う場合は、この限りでない。)との規定があることなどにより、1年後まで価格が決まらないことは想定しづらいと思われま</p>	権利行使	買取請求
38	システム概説書【第1.1版】	126	<p>【単元未満株式の買取請求】 c.権利付最終売買日までに買取価格が決定しなかった場合「コーポレートアクションを行なう銘柄において、買取請求が執行されなかった場合」とありますが、</p> <p>1) 執行されなかったと判断する日はいつでしょうか？ 権利付最終売買日を基準として、その翌営業日で良いのでしょうか？</p>	<p>権利付最終売買日の終了時点で買取価格が付かなかったと判断し、その翌営業日以降、株主確定日の前営業日までに未執行データを入力していただきます。</p>	権利行使	買取請求
39	システム概説書【第1.1版】	129 139 147 156 163	<p>権利行使等請求ファイルを送信した当日に確認ファイルを取得できる処理フローがございますが、この確認ファイルは権利行使等請求ファイルを送信後、一定時間の間隔をおいてから取得するものでしょうか？</p>	<p>権利行使等請求ファイルにかかる確認ファイルの取得タイミングについては、一定間隔後(現行システムではファイル送信後10分以上経過後ですが、新システムでも同程度を想定)取得してください。</p>	権利行使	買取請求
40	システム概説書【第1.1版】	136	<p>単元未満株式の売渡請求についてご質問させていただきます。</p> <p>ご質問1 売渡日について 上記該当頁の「(c)会社の自己株式等を管理する口座管理機関の手続き」において、「会社の自己株式等を管理する口座管理機関は、会社からの売渡に係る振替申請に伴い、機構に対し、原則として前日振替請求により売渡日に振替を行う。」と記載されていますが、売渡日に振替が行われない可能性もあるように伺えます。この場合、売渡請求側に対し何らかの通知があるのでしょうか？通知がある場合は、何で通知されるのでしょうか？</p> <p>ご質問2 振替について 会社側の口座管理機関から振替請求が行われたことを確認出来るものは、「振替済通知」以外で何かございますのでしょうか？</p>	<p>ご質問1について 恐らく「原則として」について、振替が行われない可能性を指摘されているかと思われませんが、この原則としては株式の記録を売渡日の業務開始時間とする前日振替請求であり、場合によっては、売渡日当日の業務開始時間中の当日振替請求による記録を想定するの意味となります。</p> <p>ご質問2について 前日振替請求であることから、確認方法としては帳票ファイルの「口座処理明細」「口座残高」(増減)等となります。当日振替請求の場合には、「振替済通知」でも確認できます。</p>	権利行使	売渡請求
41	システム概説書【第1.1版】	141	<p>取得請求権付株式や、取得条項付株式は、システム上普通株式とはどのような区別がおこなわれるのでしょうか？</p>	<p>取得請求権付株式は株主からの取得請求により取得請求権付株式が会社に取得されて対価が交付される手続きが、取得条項付株式については会社が取得条項付株式の一部又は全部を取得して対価が交付される手続きがある点を除き、基本的には普通株式と同様の取扱いとなります。</p>	総則	対象

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
42	システム概説書【第1.1版】	149	取得条項付株式の一部取得の為の振替請求受付時の口座管理機関の手続として、以下の記載があるが、ここで言う、一般振替とは、どの電文を送信することを指すのか。「前日振替請求」、「当日振替請求」を指すのでしょうか。 (システム概説書記載内容) b. 取得の為の振替申請を受けた口座管理機関の手続 取得の為の振替申請を受けた口座管理機関は、一般振替請求を機構に対して行う。振替請求の方法は、前述「(2)振替手続 b. 一般振替」の手続により行う。	ご指摘のとおり、「前日振替請求」、「当日振替請求」で行っていただくこととなります。	権利行使	取得条項付株式等
43	システム概説書【第1.1版】	155	【帳表ファイルの取得時間とその内容について】 帳表ファイルを口座管理機関が取得する際に、「取得する時間帯」によって帳表ファイルのデータ内容が変わることがありますでしょうか？  「システム概説書1.1版 振替新株予約権等の新株予約権行使 155ページ」の記載内容によると、「ロ. 当該データに基づき、行使請求取次ぎ口座管理機関の振替口座簿への振替株式の増加記録を当該データ受付日の翌営業日の業務開始時に行う。」又、「二. 前述ロ. 及びハ. で処理した結果を「機構加入者別口座処理明細表」として「帳表ファイル」を作成し、新規記録及び抹消処理を行った口座管理機関及び会社の自己株式等を管理する口座管理機関へ通知する。」とあります。 一方、前述 ロ. の翌営業日の業務開始時については、「株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】 振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使の処理 資料36-1 の2頁目」を参照すると、9:00に振替株式の新規記録を行うものと記載されております。 ついては、新株予約権行使の新規記録による「機構加入者別口座処理明細表」として「帳表ファイルの作成」は、9:00に行われるものと読みとれます。帳表ファイルの取得時間帯は3:00~20:00ですので、3:00から9:00までに取得した場合は上記新規記録の情報が残高等のデータも含め反映されないもの、9:00以降であれば反映されるものとなりますが、この認識どおりなのでしょうか？  又、上記のケースのほかにも1日の時間帯毎に帳表ファイルへ反映されるデータがあればご教示いただけますでしょうか。	「帳表ファイル」は、現行システムと同様、処理日(データ作成日)の翌営業日の3:00~20:00までに間に、機構加入者(参加者)に取得していただくことを想定しており、取得する時間帯によりその内容が変わることはありません。  株式等振替システムでは、翌営業日の業務開始時(9:00)に記録するための残高更新を帳票ファイル配信までの夜間バッチ処理で行い、記録後残高を事前処理明細と併せて、「現在高」として帳票ファイルで配信しております。したがって、この事前処理明細の中に含まれる新規記録の情報は、当日中の帳票ファイルの中で変わることはありません。他の前日請求データで、夜間バッチで残高更新が行われたものについても同様となります。	口座	帳票ファイル
44	システム概説書【第1.1版】	162	【新株予約権付社債の権利行使に係る単元未満株式買取請求の手續中残高】 新株予約権付社債の権利行使に係る単元未満株式の同時買取請求の手續中残高は、その単元未満株式が振替えられるまでの間は振替抑制がされると考えてよろしいのでしょうか？	ご認識のとおり、同時買取請求により手續中残高として管理している残高は、買取の振替が実施されるまで、振替等の抑制が行われます。	権利行使	新株予約権行使
45	システム概説書【第1.1版】	170	株主有償割当増資に係る処理日程において、「機構加入者は払込期日にTAから割当通知を受領ならびに新株申込・払込を受ける」と読める記述がありますが、当該増資形式の場合の原則フローとしては以下のとおり認識していますが如何でしょうか。 特別口座のみ所有株主からは口座通知+払込 一般口座のみ、または一般と特別の双方所有株主からは払込があった株主について、TAが新規記録通知を作成し、口座管理機関は当該通知を受けて口座記録。	ご指摘のフローで間違いございません。 また、ご指摘事項のうち前段の記載内容についてですが、「株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】」の資料9-1「株主有償割当増資の場合の新規記録の取扱い(イメージ)」における、及びの処理に関するものですが、ご指摘のとおり内容に不備がございますので、次回に修正させていただきます。なお、新規記録に基づく記録の増加を行う日につきましても、「払込期日+7」ではなく、「払込期日+6」となりますので、併せて修正させていただきます。	新規記録	株主割当
46	システム概説書【第1.1版】	170	株主有償割当増資に係る処理日程において、「特別口座のみ所有株主から口座通知がなく払込された場合は、振替法131条3項により既存の特別口座に記録する取扱いとして新規記録通知を行うことによいでしょうか。	振替法150条4項に「振替株式の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座(特別口座を除く。)を会社法第203条第2項の書面に記載し、又は同法第205条の契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。」と記載のございますとおり、特別口座への記録は行えないこととなりますので、特別口座に対する新規記録通知は送信できません。	新規記録	株主割当
47	システム概説書【第1.1版】	175 179	『合併(分割)効力発生日の15時30分として振替口座簿に記帳を行う。』とありますが、15時30分である理由をご教授下さい。	新設合併等は、会社の成立の日(登記日)に効力発生することとされています。登記は日中に行われることから、その日の15時30分(振替処理終了時点)に振替口座簿の記録を行うこととしています。	新規記録	合併

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
48	システム概説書【第1.1版】	186	『前日抹消請求(ETF)』、『当日抹消請求(ETF)』とありますが、どのような場合に使用するファイルが想定業務をご教授下さい。	抹消請求(ETF)は、ETFの償還及び交換等の業務にて、振替口座簿から抹消する場合に使用します。	ETF	抹消
49	システム概説書【第1.1版】	189 ~ 192	制度要綱上口座管理機関は保振が通知する銘柄毎の残高の照合をすることになっておりますが、保振機構からは以下2種類のデータが配信されております。このうちいずれか一方のみ使用することは許容され得るでしょうか。 当日16:30以降配信のデータ 翌日3:00以降配信のデータ	制度要綱P37、システム概説書(1.1版)P190及び191に記載のとおり、機構としては、いずれのデータにつきましても、誤記録等の早期発見のために使用していただくことを想定しております。(証券保管振替制度や一般債振替制度などと同様に、照合の結果相違がある場合には、直ちにご報告いただくことを予定しています。)	リコンサイル	
50	システム概説書【第1.1版】	190	【残高確認データ】 残高の照合(リコンサイル)について、システム概説書に次の記載があります。(機構加入者は、「残高確認データ」を受領し、自らが管理する情報との照合を行う。)当社側では、受領した帳表ファイルで日々、リコンサイルを行うことを予定しておりますが、残高確認データとのリコンサイルも参加者側で必須となりますでしょうか。	機構と機構加入者との間において残高についての認識が一致していることが重要であり、当日中の残高確認を必須とする方向です。	リコンサイル	
51	システム概説書【第1.1版】	191	『機構加入者別口座残高表』及び、『機構加入者別口座処理明細表』の「帳票データ区分」について「010:普通口座残高」から「096:振替対象証券数量(内信託分数量)」まで多数の帳票データ区分が存在しますが、機構加入者の口座が「自己口、自己口(信託口)、顧客口」の場合に、それぞれどの帳票データ区分がセットされ得ると考えられますでしょうか。	区分口座毎に使用する可能性がある帳票データ区分について、接続仕様書の追加資料として提示予定です。	口座	帳票ファイル
52	システム概説書【第1.1版】	208 ~ 211	1. プットオプション行使請求後、「行使請求受付通知」を受領した後は、満期償還に係る通常の元金処理と同様との記載があります。これは以下の処理を行うという理解で宜しいでしょうか。  元利払日程通知を受領 元利払対象残高を受領 元金請求データを受領 繰上償還期日に「抹消済通知」受領(DVP時)、又は「資金振替済通知(抹消)」を送信後、「抹消済通知」を受領(非DVP時)  2. また、行使請求データには「加入者口座コード」項目がありません。 従って、加入者口座ごとの行使額面管理は行われず、上記1.の は口座管理機関単位での合算処理となる、という理解で宜しいでしょうか。	の受領については、ご認識のとおりとなります。しかし、他に「課税情報申告データ」を繰上償還期日前営業日(P-1)に送信して頂く必要があります。また、発行会社のデフォルトが発生し個別承認となった場合は、「元金承認確定通知」を受信する必要があります。の受領について、ご認識のとおりです。  2についてですが、機構加入者コード単位で管理しておりますので(加入者口座については意識しておりません)、合算等処理は行っておりません。	権利行使	プットオプション行使
53	システム概説書【第1.1版】	221	「加入者情報データ(新規登録)」の法定代理人住所コード化不可区分について、国外居住者に対して設定無し(-)となっておりますが、国外居住者でも日本人の場合は設定されることがあるのではないかと想定しておりますがいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、日本国籍を有し、国外に居住するものについては、法定代理人が設定されることが想定されます。システム概説書のP.221の表 項番28は、国外居住自然人、外国法人の欄は「 」となりますので、訂正致します。	加入者情報	住所コード
54	システム概説書【第1.1版】	221	加入者情報の中で「法定代理人」の項目がありますが、この「法定代理人」は加入者が個人のケースのみ使用する(具体的には民法で定められた親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人等)という理解で宜しいでしょうか。 (加入者が法人の場合は法定代理人に該当するものがなく、加入者情報の法定代理人の項目は使用しない)	現在、次の2点について検討未了であり、検討結果によっては、加入者が法人の場合も法定代理人の項目を使用する可能性があります。 任意代理人(常任代理人以外の名称を有するもの)の登録方法 破産管財人及び更生管財人の登録方法	加入者情報	代理人
55	システム概説書【第1.1版】	233	【質権、譲渡担保を設定した加入者情報について】 振替口座簿・特別株主管理簿へ記録するための、質権株式(特別株主)の株主の氏名又は名称、住所および外国人等であるか否かの別は、加入者情報の照会(加入者情報Web端末)から取得可能だが、照会后、一旦、振替口座簿・特別株主管理簿に記録を行った後で、機構が管理する「株主等通知用データ」に変更(上記記録する項目)があった場合、「加入者情報データ」を通知していない口座管理機関に対しての変更通知手段はあるのでしょうか。 *「加入者情報更新済通知データ」は、「加入者情報データ」を通知している口座管理機関に対して通知するとあるのでこのデータには含まれないと思っています。	担保設定者、質権設定者の株主等通知用データが変更となった場合、その変更情報を担保権者、質権者へ通知する手段はありません。同様に、担保権者、質権者の株主等通知用データが変更になった場合も、その変更内容を担保設定者、質権設定者へ通知する手段はありません。(照会日の前営業日までに担保又は質権を設定をしている場合は、「加入者情報照会」で各設定者の情報を確認頂けます。)	加入者情報	加入者情報照会

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
56	システム概説書【第1.1版】	234	市町村合併等で住所を一括変更する場合において、TAへ株主情報変更通知データは通知されますでしょうか。	機構における住所の一括変更におきましても、株主情報変更通知データの通知を行います。	総株主通知	株主情報変更通知
57	システム概説書【第1.1版】	236	【加入者情報の変更】(c)処理フロー 「株主等通知用データの一方が他方に寄せられた場合又は変更により、名寄せが解除された場合」とありますが、 1)名寄せに変更がなくても、加入者情報の変更により株主等通知用データに変更があった場合は、変更情報が通知されるのでしょうか？ 2)住所氏名に変更があり名寄せに変更があった場合、名寄せされた株主等通知用データの株主等照会コードだけでなく、住所氏名等の変更情報も「株主情報変更通知データ」として通知されるのでしょうか？	1)通知いたします。名寄せの変更がない場合の株主情報の変更は、株主情報変更通知データにて通知いたします。 2)通知方法として、名寄せ先の株主等照会コードが未通知の場合と名寄せ先の株主等照会コードが通知済みの場合の2パターンあります。名寄せ・名寄せ解除時に株主名簿管理人に対して未通知の新規株主の株主等照会コードを通知する場合は、「株主等照会コード変更通知」に株主情報を付記して通知いたします。名寄せ・名寄せ解除時に通知済の株主等照会コードの氏名・住所等が変更になった場合は、「株主等照会コード変更通知」と「株主情報変更通知」をとともに通知いたします。	総株主通知	株主情報変更通知
58	システム概説書【第1.1版】	254	本決算・中間または四半期配当銘柄の株主確定日の場合、会社からの株主確定日通知は不要との認識でよろしいでしょうか。	本決算、中間決算については通知の必要は有りません。四半期配当のうち、定款上に株主確定日を定めた場合は本決算、中間決算と同様に通知の必要は有りません。また、定款上で株主確定日を定めず取締役会決議において四半期配当を行う事を決議する場合は毎回6条通知の提出が必要となります。	総株主通知	株主確定日通知
59	システム概説書【第1.1版】	255	登録済加入者データについて 「直前の総株主通知(他の銘柄に係るものを含む)に係る「総株主通知日程案内」の処理以降の日に口座管理機関から加入者情報データ(新規登録)の通知を受け、新たに加入者口座情報の登録を行った加入者にかかる情報」とありますが、同期間内に削除された情報については通知されないという事でしょうか。	ご認識のとおり、削除された加入者口座情報については通知されません。	総株主通知	登録済加入者データ
60	システム概説書【第1.1版】	260	株主情報(差分)の作成対象として、前回株主確定日で株主情報の通知があり、期中に株主情報変更情報を受領した株主については、次回株主確定日においても株主情報の差分対象となる認識でよろしいでしょうか。	前回株主確定日で株主情報の通知があり、期中に株主情報変更情報を受領した株主については、次回株主確定日においては株主情報の差分データとして通知は行いません。(株主情報変更等通知データにて通知いたします)	総株主通知	通知
61	システム概説書【第1.1版】	268	【他社担保専用口へ差入れた機構加入者自己口(保有)株式の新株式数申告】 自社の自己口(保有)にある株式を他社の担保専用口へ担保差入を行った場合、当該差入株式でコーポレートアクションがあり新株式数申告が必要な場合、総株主報告データと同じように自社で作成・報告する必要がない(機構が新株式数を計算しTAへ通知)との理解でよろしいでしょうか？	ご指摘のケース(自社の自己口(保有)から他者の機構加入者の担保専用口に対する担保差入)については、当該他の機構加入者が貴社に特別株主管理事務を委託している場合には、新株式数申告を伴うコーポレートアクションが発生するとき、現行制度と同様に、事前に担保解除(残高の振り戻し)を行っていただく必要があります。結果的には、機構加入者の自己口に戻りますので、機構が新株式数を算出し、総株主報告データを作成することとなります(当該機構加入者の自己口が、機構における総株主報告データの自動作成を行わない旨の申請を行っていた場合を除きます。)。 なお、担保の差入先口座が質権口又は特別株主管理を行う保有口(担保分)の場合は、担保解除(残高の振り戻し)を行っていただく必要はございません。	新株式数申告	
62	システム概説書【第1.1版】	295	【振替口座簿情報提供請求に係る振替口座簿記録事項報告データについて】 対象期間の考え方について確認させて下さい。 「対象期間(自):対象期間の開始年月日をセットする」にセットされる日付は制度移行後の日付の認識ですが、よろしいでしょうか。 「対象期間(自)」ではどこまで過去の日付が指定できるのでしょうか。制約等(3ヶ月以前は指定出来ない等)ありましたらご教示頂きたいお願い致します。	機構から通知する「情報提供請求(全部情報)取次ぎデータ」に制度移行前の日付がセットされることもあります。ただし、その場合に報告する数量の履歴は、制度移行後の日付からが対象となります(制度移行前の日付については「0(ゼロ)」で報告することを想定しております。)。会社は、制度移行直後においても、移行日以前の過去の日付を対象として、現行の保管振替制度における「抹消・減少の証明」に準じた仕組みにより、継続保有の状況を確認できるものとするを予定しております。 「対象期間(自)」は過去の日付を指定することは可能ですが、システム概説書等でお知らせしておりますとおり、請求受付日の前日から起算して6ヶ月以内の日付を指定することがシステム処理の前提となっております(過去6ヶ月以上の期間を指定する情報提供請求については、書面等により対応することを想定しております。)	情報提供請求	全部情報
63	システム概説書【第1.1版】	300	【情報提供請求(部分情報)の基本日程】 当該情報提供請求は、口座管理機関は15:30までに受け付けた情報提供請求(部分情報)について、16:00までに「対象加入者保有株式数報告データ」を加入者情報WEB端末で送信することになりますが、当日中に報告を完了するには時限的に大変厳しい時間設定です。 15:30の時限について余裕を持った時刻(12:00等)に見直しをお願いできないでしょうか。 また、当日報告が未了となった口座管理機関への対応(ペナルティ等の有無、当該口座管理機関名のTA側への開示等)についても確認させていただけますでしょうか。	情報提供請求(部分情報)に係る日程につきましては、システム上の受付時限とは別に、口座管理機関の実務処理を踏まえて、請求日当日中の報告が必要となる運用上の受付時間を、今後、株券電子化小委員会(データセンター分科会)において検討させていただく予定としております。 なお、情報提供請求の請求日当日の通知が未了となった場合でも、機構は請求を行った会社に対して、報告が未了となっている口座管理機関を通知することは想定していません。	情報提供請求	部分情報

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類		
					区分(1)	区分(2)	
64	システム概説書【第1.1版】	-	-	【担保の取り扱い】 現在の保振制度上、非対等合併や株式分割等基準日を跨いで株数に変更があるようなイベントの前には担保受け入れ分の事前返戻等が必要ですが、振替制度以降はどのような取り扱いとなるでしょうか。	振替制度移行後におきましては、原則、担保受入分の事前返戻は不要です。担保受入側にて株主を把握している前提であり、担保受入側で当該株主に係る総株主報告を行っていただくこととなります。なお、例外として、現行制度における担保突合手続きに類似した手続きにより担保差入側に総株主報告を委任する仕組みを実現するために使用する「担保専用口」につきましては、数量の増減を伴うイベントの前に事前返戻が必要となります。(事前返戻を行わなかった場合は、当該担保専用口に残った担保受入分の残高に対する新株式数申告を、担保受入側から申告していただくこととなります。)	特別株主の 申出	
65	システム概説書【第1.1版】	-	-	個人情報を含むデータ(総株主通知、加入者情報など)については、暗号化をするということで、暗号化に必要な通信機器は別途保振で指定するようですが、暗号化ソフトは用いますか。機器だけの対応でしょうか。ソフトを用いる場合は、具体的に何という名称のソフトになりますか。	通信機器のIPsecで暗号化を行います。 機構との接続性を考慮し、シスコ製のルータを指定させて頂いております。 * ファイル伝送接続仕様書(基盤編)を参照ください。	接続仕様	暗号化
66	システム概説書【第1.1版】	-	-	同じ口座管理機関(または加入者)が上位の1つの口座管理機関の元に、異なる加入者口座コードを保有する事は可能でしょうか。	可能です。	加入者情報	加入者口座 コード
67	システム概説書【第1.1版】	-	-	振替請求(質権)を行った場合、その後、当該処理に関する振替システム上の別処理をする必要はありますか？ ex A証券(顧客口) B証券(顧客口)への振替を行った際には、B証券において「担保株式の届出」をする必要がありますでしょうか？ ex A証券(顧客口) B証券(自己質権口)へ振替を行った際には、双方共、追加で行う処理はないと認識でよろしいでしょうか？	左記の「振替システム上の別の処理」をする必要があるか」という質問の意図を、「別途、担保株式の届出(および届出解除)」をする必要があるか」ということと解釈して回答いたします。 振替請求(質権)設定の入力時に渡方、受方の双方が顧客口であるため、加入者口座コードを入力していただくこととなります。機構は担保設定状況の管理が行えますので「担保株式の届出(届出)」を行う必要はございません。但し、振替請求(質権)解除、実行で、顧客口の加入者の質権口の数量が0になる場合、「担保株式の届出(解除)」を行う必要がございます。 ご認識の通り双方共、追加で行う処理はございません。	振替	
68	口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)【第1版】		5	口座処理結果ファイル(TA用)のエラーデータ一覧が結果で、入力処理内容通知ファイルのエラー通知レコードが明細情報であると理解しておりますが、齟齬はございませんでしょうか。	口座処理結果ファイル(TA用)のエラーデータ一覧は、入力処理内容通知ファイルのエラー通知レコードの明細情報ではなく、入力処理内容チェックの後、機構にて処理を行った際にエラー(例えば、一部抹消通知の場合は残高不足となっている場合)となったデータを通知するものとしています。	権利行使	
69	口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)【第1版】		5	入力処理内容通知ファイルは買取、新株予約権行使請求、売渡と存在しますが、口座処理結果ファイル(TA用)のエラーデータ一覧には、買取、新株予約権行使請求しか存在しておりません。売渡請求分についても存在すべきかと認識しておりますが、よろしいでしょうか。	売渡代金入金依頼データについては、入力処理内容通知で全てのケースのエラーを表示し、口座処理結果ファイル(TA用)で出力の対象となる夜間処理におけるエラーチェックはありませんので該当レコードの出力はございません。	権利行使	
70	口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)【第1版】		19	機構加入者が提出する口座通知データに「株式等リファレンスNO」があるが、この項目の設定値には機構が付番する番号が含まれているが、正しいでしょうか？正しい場合、このデータに係るフローはどのようになりますでしょうか？	一旦送った「口座通知データ」を翌日以降に取消を行う場合(訂正は不可)に取消対象データを特定するために「株式等リファレンスNO」を入力していただきます。	新規記録	口座通知
71	口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)【第1版】		23	権利行使等請求ファイルは複数の請求レコードで構成され、かつ 口座振替端末・ファイル伝送の両方でデータ送信が可能となっておりますが、仮に同一日に単元未満株式買取・振替請求をファイル伝送で、取得請求権付株式取得・振替請求を口座振替端末で行った場合、両データとも受理されるのでしょうか？ また、権利行使等の請求を口座振替端末で行った場合でも、後続データはファイル伝送で取得出来ますでしょうか？ 取得出来るもの出来ないものがありましたら、それを判断するものがございますでしょうか？	口座振替端末、ファイル伝送ともに、請求受付時には簡易チェックしか行わないため、整合性が取れれば何件でも、(例え同一請求内容であっても)入力インターフェイスを意識せず両方からのデータを受付します。 その後、買取請求や取得請求権付株式取得請求については、日中バッチ段階で残高チェックを行いますので、(優先順位は、ファイル伝送 > 口座振替端末となります。)残高を確保できない請求についてエラーを配信することとなります。 請求入力を口座振替端末から行った場合でも、その後のデータの授受及び結果の取得はファイル伝送から行えます。	権利行使	
72	口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)【第1版】		30	システム概説書第1.1版p30のフロー図に記載されている機構から口座管理機関へ通知する「帳票ファイル(新規記録処理結果)」が接続仕様書 -303. 配信ファイル(1) 帳票ファイルa. ファイル構成に見当たりません。当該通知は削除されたのでしょうか。	新規記録の処理結果として増加記録した旨を、口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)【第1版】 -30に記載した「帳票ファイル」の機構加入者別口座残高表、機構加入者別口座処理明細表(処理明細)に含めて口座管理機関へ配信いたします。	新規記録	

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
73	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編)【第1版】	33	株式等振替システム【システム概説書】の126頁に「当該データの買取日をもとに、その買取日前日のバッチ処理において、買取請求中数量について、当該データで指定された会社の自己株式等を管理する口座管理機関(振替先口座)へ振替える。」と記載されておりますが、この「買取請求中数量」は、買取日前日の振替が行われるまでの間、帳表ファイルの帳表データ区分='010'(普通口座残高)の数量に含まれるのでしょうか?	買取日前日の振替が行われるまでの間は、帳表ファイルの帳表データ区分 = 030 (手続中残高)または 035 (手続中残高)(内信託分数量)に含まれます。	権利行使	買取請求
74	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編)【第1版】	34	担保を保有口で管理している口座管理機関に対して、帳表データ区分'070'、'073'の譲渡担保に係る残高データは送られてくるのでしょうか? 送られてくる場合、帳表データ区分'073'に設定される加入者口座コードを保振機構はどのような仕組みで把握しているのでしょうか?	「特別株主の申出」および「振替請求(譲渡担保)」に入力された「特別株主の加入者口座コード」毎に残高を区分けて管理しますので、その残高を帳表データ区分'070'、'073'で示される残高データにて配信いたします。	口座	
75	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編)【第1版】	35	以下に記載した の数量について帳表データ区分='010'(普通口座残高)には含まれないという認識で宜しいでしょうか? また、 の数量については、買取請求中同様に帳表データ区分='030'(手続中残高)に表示されると いう認識で間違いございませんでしょうか?  社債権者集会制限中の数量【帳表データ区分='050'(社債権者集会制限残高)】 …社債権者集会における当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の数量  新株予約権行使中の数量 …新株予約権行使・抹消請求を送信してから、当該行使請求により振替株式が交付されるまでの新株予約権の数量  新株予約権付社債(CB)行使中の数量 …新株予約権付社債行使・抹消請求を送信してから、当該行使請求により振替株式が交付されるまでの新株予約権付社債(CB)の数量	ご認識のとおり、 の数量は 010 (普通口座残高)及び 020 (普通口座残高(内信託分数量))には含まれません。 については、050 (社債権者集会制限残高)及び 055 (社債権者集会制限残高(内信託分数量))に含まれます。 については、実残高が抹消されているため、帳表ファイルの口座残高表レコードには含まれません。	権利行使	買取請求
76	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編)【第1版】	37	振替口座簿の記帳で、口座の増加記録日と取得日が異なる場合は、増加記録日に加え、取得日も併せて記載することとされていますが、実際にそんなケースが起きるのは、 1. 新規記録時(有償増資を含む) 2. 新株式数申告を行う以下のコーポレートアクション時 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併(吸収(非対等)) ・株式交換(非対等) ・会社合併(新設(非対等)) ・株式移転(非対等) ・会社分割(吸収) ・会社分割(新設) ・取得条項付株式等の全部取得 3. 上記のコーポレートアクションのに伴う調整株数の記録時  のケースを想定しておりますが、これら以外のケースは想定されますでしょうか。	発生しうるケースとしては左記の通りかと思えます。 機構から口座管理機関へは帳表ファイル(処理明細)にて「効力発生日」という項目にて通知いたします。	口座	記録
77	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編)【第1版】	38	受付通番設定仕様につきまして、お教え頂けますでしょうか。 下記仕様想定案を記載いたしました。 また、いずれの想定案でもない場合、仕様をご教示頂けますでしょうか。  仕様想定案1 毎業務開始時に初期値設定して運用する仕様。  仕様想定案2 日々の初期設定などは無く、9999999まで無条件にカウントアップして次の番号として0に戻す仕様。	仕様想定案1の仕様となります。 ただし、前日請求データ用と当日請求データ用の受付通番は別管理を行います。 (当日請求の受付通番は、前営業日の前日請求の受付通番を引継ぎます。) 【例】 2/1に前日振替請求の1件目を入力…受付通番1を付番 2/1に前日振替請求の2件目を入力…受付通番2を付番 2/1に当日振替請求の1件目を入力…受付通番1を付番 … 2/2に前日振替請求の1件目を入力…受付通番1を付番 2/2に当日振替請求の1件目を入力…受付通番3を付番( を引継ぐため、3を付番)	接続仕様	
78	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編)【第1版】	7	”新規記録予定日”について、TAが新規記録を行う日程(3営業日後)を設定する想定でありますが、齟齬はございませんでしょうか。恐れ入りますがご確認の程、お願い申し上げます。	”新規記録予定日”は、「口座通知情報確認結果データ」に会社(TA)が設定し、機構へ通知していただきます。機構がそのデータを取り次ぎ、「口座通知情報確認結果」として口座管理機関へ配信いたします。新規記録日の - 2営業日に会社(TA)より「新規記録通知データ」が機構へ通知いただきます。当該データ内には「新規記録予定日」は無く、「新規記録日」が設定されています。 詳細は「株式等振替システム システム概説書 第1.1版」 . 業務処理の概要 1. 口座振替(振替口座簿に係る処理) (1) 新規記録手続き をご参照ください。	新規記録	

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
79	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	7	口座通知情報確認結果ファイルを送信後、新規記録通知前に、名義書換が発生し株数が変動した結果、新規記録通知が行えなくなった場合の貴社への報告手段をご教示いただきたく、よろしくお願い申し上げます。	株主より会社(TA)へ名義書換の請求後、電話及びFAXにより会社(TA)及び口座管理機関が相互にやり取りを行います。この間機構へのご報告はございません。その後、口座通知による新規記録のスキームにより口座管理機関より配信されてきた「口座通知取消データ」を機構は会社(TA)へ取次を行います。詳しくはほふりのホームページより「株券電子化に向けた取組み」、「株券電子化小委員会」株式等の振替制度の実施に向けた株券電子化小委員会における検討状況をお知らせします。株券電子化小委員会における審議状況の第9回 2006年9月26日開催分の配布資料(PDF)1.20MB 内の1. 振替株式分科会における検討状況について 資料1 - 4 口座通知後に株主名簿の名義書換があった場合の処理(イメージ)をご参照ください。	新規記録	口座通知
80	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	9	”新規記録日”と”効力発生日”の具体的な設定条件をご教示いただきたく宜しくお願い申し上げます。 <例> ・新規上場の場合、上場日を”新規記録日”に設定? ・特別口座から振替口座へ変わる場合は口座記録日を”新規記録日”に設定?等	新規上場(新規記録区分 = 1)の場合、新規記録日は機構で取扱開始となった日を設定いたします。上場日の - 1営業日となります。効力発生日は通常、機構取扱開始日(新規記録日)を設定いたします。詳細は「株券等の電子化に係る制度要綱」等に関する説明会資料 4. 株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】資料7をご参照ください。	口座	記録
81	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	10	新規上場や特別口座から振替口座へ変更となるケース等について、以下の項目はブランクの設定でよろしいでしょうか。 ・自己株充当区分 ・自己株式充当数量 ・加入者口座コード(充当元口座) ・同時買取有無区分 ・単元未満株式買取数量	新規記録区分 = B 新株予約権行使、C 新株予約権付社債行使以外の新規記録の場合、左記項目は使用しませんのでブランクでかまいません。	振替	
82	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	13	株式等リファレンスNo.はTAでは採番せず、ブランクで通知することでよろしいでしょうか。恐れ入りますがご教示いただきたくよろしくお願い申し上げます。	一部抹消請求(新規)では、株式等リファレンスNoはブランクで通知して頂きますようお願い致します。一部抹消請求(訂正・取消)の場合、株式等リファレンスNoを指定して通知して頂くことになります。(株式等リファレンスNoは機構にて一部抹消請求(新規)受付時に付番し、一部抹消通知情報データとして機構加入者へ通知します。)	接続仕様	
83	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	15 17 21	権利行使等取次不能区分の設定仕様に付、恐れ入りますが、ご教示いただきたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。	【撤回】各権利行使請求の受付日の翌営業日以降に、権利行使者より、買取請求または売渡請求の撤回の申出があり、会社側が了承した場合に設定します。 【不受理】売渡請求がされた数量が自己株式の数量を越える場合、または取得請求権付株式取得請求において会社側の財源規制により受理しない状況になった場合に設定します。 【未執行】権利付最終売買日までに買取価格、売渡価格が決定しなかった請求のうち、合併等のコーポレートアクションを行う銘柄について、買取または売渡執行されなかった場合に設定します。 ほふりホームページより「株券電子化に向けた取組み」、「株式等振替システム システム概説書(第1.1版)」の掲載について、「株式等振替システム システム概説書(第1.1版)(PDF)(2MB)」等をご覧ください。	権利行使	
84	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	2	「口座振替関係データ接続仕様書(ファイル伝送編)」 - 2の表中に「漢字等の2バイトコード」とありますが、将来においてもサロゲートペアについては考慮しないという認識でよろしいでしょうか。	考慮する必要があります。将来的にJISX0213を採用した場合、項目のサイズは拡張せずに2バイト及び4バイトの文字が混在し設定することになります。4バイト文字を使用することによって、設定できる文字数は減少します。	加入者情報	統一文字コード
85	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	-	【加入者情報登録と特別株主の申出】 ・振替請求(譲渡担保)にセットした加入者口座コード(特別株主)が実際には加入者情報そのものについて未登録の場合、振替請求自体がエラーとなりますでしょうか。 ・上記がエラーとならない場合は、何をもちその振替請求は「特別株主の申出」は有効となるのでしょうか。	振替請求(譲渡担保)はエラーとはなりません。なお、未登録である特別株主の加入者情報につきましては、翌営業日以降に配信される「帳表ファイル」中の「機構加入者別担保株式加入者未登録一覧」で登録していただく旨の督促をいたします。また、機構側にて未登録である特別株主の加入者口座コードにより特別株主の申出がされたものと仮定し、その後機構加入者から当該加入者口座コードに関する加入者情報が送信され機構側で登録されたときに、正式に効力が発生するものとします。従いまして、当該特別株主の加入者情報が未登録の状態株主確定日を迎えた場合には、会社への総株主通知の日程が遅延することとなります。	特別株主の申出	
86	口座振替関係データ接続仕様書 (ファイル伝送編) [第1版]	-	【口座通知データの登録質区分について】 「特例登録質」とはどのようなものでしょうか。	口座通知データにおける特例登録質とは、会社法218条5項の規定による請求により会社法148条に掲げる事項が株主名簿に記録された場合の質権を指しています。なお、一斉移行時における特例登録質とは、決済合理化法附則6条6項の規定により、保管振替機関預託されていない株券に係る株式の質権者による請求によりその氏名及び住所が株主名簿へ記録された場合の質権を指します。一斉移行時における特例登録質の設定された株式については、口座通知は行われず、一斉移行時に質権者の特別口座の質権口に登録されます。	新規記録	口座通知

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類		
					区分(1)	区分(2)	
87	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	5	22	現行銘柄コード(/JP/SICC/)の体系に関して、「国名コード」(2桁)の設定基準は何でしょうか？(発行体の本社所在地？国内取引(保振機構での振替)であれば一律'JP'をセット？等)	一律'JP'をセットしてください。	接続仕様	
88	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	5	90	振替済通知について質権、譲渡担保かの区別はどのように判断したらよろしいでしょうか？(P5-29にあるコード(後報)がP.5-90項番5の処理区分コードに設定され区分ができるのでしょうか？)	カッコ内のご認識どおり、「口座振替処理区分、処理識別コード」により、それぞれを識別していただきます。	振替	
89	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	付録1	2	当日振替請求(質権)の対象となる区分口座は98(質権口)、99(質権口又は質権信託口)という認識で宜しいでしょうか？	機構加入者が質権者となる場合は98口座、若しくは99口座となりますが、間接口座管理機関または口座管理機関の加入者が質権者となる場合は顧客口(60口座等)となる場合があります。	振替	
90	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	付録1	7	自社の担保口座(質権又は譲渡担保)で担保設定している株式を自社の顧客口の顧客口座に返戻する場合、「振替請求(質権)」(又は「～(譲渡担保)」ではなく、「残高調整請求」の電文を使用するのか？その場合、機構データセンターに上の担保株式の紐付け情報の解除はどのように取扱われるのでしょうか？	担保解除の目的での振替に関しては、「残高調整請求」は利用できません。 下記のいずれかをご利用ください。 ・質権の場合は「振替請求(質権)」 ・譲渡担保の場合は「振替請求(譲渡担保)」もしくは「特別株主の申出(解除)」  機構への担保解除の届出につきましては、 ・御社が機構加入者の場合は届出は不要です。 (機構が管理する振替口座簿の質権口座残高若しくは特別株主の申出残高が0になったことにより、自動的に担保株式の情報の紐付け解除を行います)  ・御社が間接口座管理機関もしくは加入者の場合は上位直接口座管理機関を通じて担保株式の届出の解除を行っていただきます。	振替	
91	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	-	-	決済日から自己口もしくは顧客口への振替の処理方式については「検討中」と認識していますが、いつごろ検討結果が開示されますか。また、ETFの振替制度対応上、決済日から自己口もしくは顧客口への振替に関して「当日振替請求」にておこなうとなっているかと思いますが、前日振替請求での振替は不可能(もしくは禁止)なのでしょうか。	決済日当日の区分口座間の振替につきましては、「当日残高調整請求」をご利用ください(「当日振替請求」でも可能)。また決済日前日より「前日振替請求」を行ってもエラーとはなりません。	振替	
92	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	-	-	CPU直結方式では、当日請求電文に対して当日請求応答電文が送信されていましたが、オンラインリアルタイム方式では送信されないと考えてよろしいでしょうか。	現行CPU直結方式と同様にオンラインリアルタイム方式でも、業務要求電文に対して業務応答電文を送信しています。詳しくは、「決済照会システム接続仕様書(基盤編)」(現行証券保管振替システム用)又は「決済照会システム接続仕様書(オンラインリアルタイム方式/統合ファイル伝送方式編)」(次期株式等振替システム)をご確認ください。	接続仕様	
93	口座振替関係データ接続仕様書(オンラインリアルタイム方式編)【第1版】	-	-	【MT599 口座振替請求系データ(口座残高照会結果通知)】 口座残高照会要求を全銘柄指定で行った場合、以下の残高は通知されますでしょうか。 1. 当日に減があり、残高が0になった銘柄 2. 当日に異動がなかった銘柄 3. 日中に 1,000(増)、1,000(減)の異動が発生したが、当日の終わりには、朝開始時と比べて、残高自体に増減のなかった銘柄	以下のとおりです。 1. 照会時点で全残高及び保留残高(設定枠)が0である銘柄は通知いたしません。 2. 異動有無にかかわらず、照会時点で残高又は保留残高(設定枠)がある銘柄は通知いたします。 3. 2. 同様、異動有無にかかわらず、照会時点で残高又は保留残高(設定枠)がある銘柄は通知いたします。	口座	
94	口座振替端末CSVファイル接続仕様書【第1版】			(口座振替端末CSVファイル接続仕様書 . ファイル構成(機構加入者)について) 蓄積メッセージ(振替済通知)のCSVファイルに、口座振替端末から入力した当日振替請求に対する振替済通知データは出力されるのでしょうか。	口座振替端末から入力した当日振替請求に対する振替済通知は蓄積メッセージ(振替済通知)のCSVファイルに出力されます。	振替	

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類																					
					区分(1)	区分(2)																				
95	口座振替関係データ接続仕様書(コード一覧)[第1版]	8	「6.計算会社コード」について、システム区分コードを分ける場合の制約事項についてご教授下さい。 同一の計算会社が複数のシステムを有しており、機構と授受するデータを各々別々に取り扱う場合、こちらが受信するファイルについては、全て包括された形で配信されるのでしょうか？ それともある条件(例えば口座)を指定するとシステム区分コード毎に分割して配信していただけるのでしょうか？ またこちらから機構へ送信する場合、それぞれのシステム区分コード毎の内容でファイルを生成して送信すれば良い認識でありますが、何か制約事項がありますでしょうか？ (1つの口座について別々のシステム区分コードから送信は不可等)	計算会社コードのシステム区分コードを分ける際には、各計算会社コード(システム区分コード)ごとに、取り扱う業務種別(口座振替関係、株主通知関係、元利金支払関係)を決めていただく必要がございます。 また、システム区分コードごとに決定した取り扱い業務ごとに、口座(区分口座)を設定することにより、システム区分コード(かつ取り扱い業務ごと)に分かれた形でデータの送受信を行うことが可能となります。 なお、ご質問にありました、「1つの口座について別々のシステム区分コードから送信は不可」ということは、ございませんので、下記の例にてご確認ください。  (例)複数の機構加入者コードの業務ごとに複数の計算会社へ委託設定を行ったケース(以下、計算会社A、B、Cをそれぞれ、A、B、Cとして記載する。)	接続仕様																					
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>機構加入者コード</th> <th>口座振替</th> <th>株主通知</th> <th>元利金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1234500</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>全て計算会社Aで行う</td> </tr> <tr> <td>1234501</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>B</td> <td>計算会社AとBで行う</td> </tr> <tr> <td>1234560</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>計算会社A、B、Cと分けて行う</td> </tr> </tbody> </table>	機構加入者コード	口座振替	株主通知	元利金	備考	1234500	A	A	A	全て計算会社Aで行う	1234501	A	B	B	計算会社AとBで行う	1234560	A	B	C	計算会社A、B、Cと分けて行う		
機構加入者コード	口座振替	株主通知	元利金	備考																						
1234500	A	A	A	全て計算会社Aで行う																						
1234501	A	B	B	計算会社AとBで行う																						
1234560	A	B	C	計算会社A、B、Cと分けて行う																						
96	口座振替関係データ接続仕様書(コード一覧)[第1版]	-	【振替請求(譲渡担保・質権)にかかる加入者口座コード】 口座管理機関の間で振替が行なわれる場合、受方の場合は、機構加入者別口座処理明細表が配信されます。 この「機構加入者別口座処理明細表(口座処理明細)」、「同(質権処理明細)」、「同(譲渡担保明細)」における「加入者口座コード(株主等)」には何がセットされるのでしょうか。 受方の口座管理機関が登録したコードがセットされますか。渡方口座管理機関が設定した加入者口座コードがセットされますか。	渡方機構加入者から入力された、振替請求(質権)の株主の加入者口座コード、振替請求(譲渡担保)の特別株主の加入者口座コードを編集します。	振替																					
97	口座振替関係データ接続仕様書(コード一覧)[第1版]	-	非上場の新株予約権/新株予約権付社債についても機構取扱対象との認識ですが、機構での銘柄コード(5桁)の採番ルールについてご教授下さい。	何れも総額買取型についてのご質問だと思われませんが、システム概説書、共通事項、2.コード体系、(9)銘柄コード、b.振替新株予約権付社債・総額買取型振替新株予約権付社債及びc.振替新株予約権・総額買取型振替新株予約権(13頁～15頁)をご覧ください。	総則	対象																				
98	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	21	【提出データの置換単位について】 該当頁(左記)の提出データの訂正方法に記載されている置換単位とは、1日に置換単位の異なるデータを複数回に分けて送信した場合、全て受理(処理対象)されるという認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。 1日に置換単位の異なるデータを複数回に分けて送信した場合、全て受理(処理対象となります)されます。	接続仕様																					
99	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	24	加入者情報システムの伝送データについて 個別レコードの内容で、キャラクタの文字種は1レコード中に「EBCDICコード」及び「Unicode」が混在する場合もあると記載がありますが、レコードフォーマットの属性がC又は9がEBCDIC、N(U)がUnicodeでデータを作成し送信する。また、受信のフォーマットも同様である、という認識で宜しいでしょうか？	ご認識のとおりです。 データを作成する際はレコードフォーマットのC及び9がEBCDIC、N(U)はUnicodeとなり、混在します。 ファイル伝送の定義指定の際は、コード体系はEBCDICで固定となります。(ファイル伝送はEBCDICとしますが、Unicodeのコード体系はそのままの体系で送受信していただくこととなります。)	加入者情報	統一文字コード																				
100	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	25	該当頁にN(U)項目は、UTF-16とするの記載がございますが、設定する内容(漢字、半角英数)を問わずUTF-16「Unicode」という認識で宜しいのでしょうか？設定する内容が半角英数の場合、EBCDICでも可ということはないのでしょうか？	N(U)項目については、設定する内容(漢字、半角英数)を問わずUTF-16「Unicode」となります。 また、N(U)項目は半角英数の場合においても、EBCDICを使用することはできません。	加入者情報	統一文字コード																				
101	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	6	加入者情報データについて、書面での訂正に期限はありますか。	特に期限はありません。誤りが発見されたら速やかに機構に届出てください。	加入者情報	訂正																				
102	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	6	加入者情報データについて、書面での訂正後に何らかの連絡がありますか。(訂正済連絡など)	ファイル伝送の加入者情報データ結果通知中の加入者情報変更済通知データにより、入力部署を機構として、訂正処理を行った翌営業日にその旨通知します。なお、処理結果に係る事務連絡は想定しておりません。	加入者情報	訂正																				

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
103	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	7	<p>【「加入者情報データ(変更)」について】</p> <p>「加入者情報データ(変更)」は、加入者からの届出(確認)により変更が発生したときに、通知を行うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、「加入者情報更新済通知データ」を受領し、同通知で把握した内容について、加入者から変更内容の確認がとれた時点で「加入者情報データ(変更)」を通知するという認識でよろしいでしょうか。(どちらも、機構から「加入者情報変更済通知データ」が返信される)</p>	<p>変更については、ご認識のとおりです。(変更が発生した場合は、5営業日以内に「加入者情報データ(変更)」をご提出ください。(当該データを提出した翌営業日に「加入者情報変更済通知データ」を提出した機構加入者に機構から通知されます。)</p> <p>「加入者情報更新済通知データ」は、他の機構加入者に貴社の加入者と同一人の口座を開設している場合で、その他の機構加入者によって、その加入者に係る株主等通知用データを変更した場合に、更新した旨を通知するものです。「加入者情報データ(変更)」の提出については、ご認識のとおり、加入者からの変更内容の届出ベースで通知していただくことを想定しております(直近のデータセンタ分科会決定事項)。</p> <p>なお、「加入者情報変更済通知データ」は、「加入者情報データ(変更)」を提出した機構加入者にしか通知されません。(登録配当金受領口座方式を利用している加入者の場合で、会社(TA)が金融機関の支店統廃合等で金融機関預金口座コードを一括変更した場合は除く。)</p>	加入者情報	通知
104	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	9 10	<p>【会社(TA)の要請等による機構における株主等通知用データの更新】</p> <p>加入者情報データ結果通知の整理(株主通知関係データ接続仕様書 -9、10)</p> <p>同様の株主等通知用データの更新にもかかわらず、登録配当金受領口座方式における金融機関コードの一括変更がなされた場合と、市町村合併に伴う住所コードの変更では、機構加入者が受領するデータ種別が、「加入者情報変更済通知」、「加入者情報更新済通知」と異なっています。</p> <p>これは、</p> <p>*前者においては機構加入者からの「加入者情報データ(変更)」の通知は不要、また、後者においても「同データ」の通知は不要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>*その場合、もし、前者において機構加入者から「加入者情報データ(変更)」を送信した場合、どのように取り扱われますか。(エラーになりますか)</p> <p>*また、システム概説書(1.1)P234の該当箇所では、市町村合併時に機構が実施する株主等通知用データの更新の通知データは「加入者情報変更済通知データ」となっていますが、「更新」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>*の1点目については、住所情報は、振替口座簿記載事項となっているため、「加入者情報更新済通知」にて通知し、登録配当金受領口座の情報については、それに該当しないことから「加入者情報変更済通知」にて通知することとしております。(株主等通知用データの更新のみで、加入者口座情報は更新しません。したがって、貴社提出済みの加入者情報は変更前の情報となります。加入者の申し出により、加入者情報データ(変更)を提出して下さい。)</p> <p>*の2点目については、同日に登録配当金振込口座方式の金融機関コードを変更してしまった場合は、エラーにはならず、貴社からの提出データを優先し処理します。</p> <p>*の3点目については、ご指摘のとおり「加入者情報更新済通知データ」にて通知いたします。(システム概説書を訂正いたします。)</p>	加入者情報	通知
105	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	12	<p>【加入者口座コード変更通知について】</p> <p>(注4.1日の提出件数が500件を超える場合は、機構とデータ提出方法を事前に調整する必要がある)</p> <p>との記述についてですが、具体的にどのような提出方法をお考えでしょうか。また、日々500件を超える場合でもその都度、調整が必要になるのでしょうか。</p>	<p>提出方法としては、機構に電子媒体(CD-R等を予定)を持ち込んで頂くことになります。(システム概説書1.1版 3.(2).e.(b).イ.に記載しておりますのでご確認ください。)</p> <p>また、日々500件を超える場合は、当データの提出要因にもよりますが提出日を分散するか、機構とその都度調整して頂く必要があります。(提出要因は株式等振替システム株主通知関係データ接続仕様書の -18ページをご参照ください。また、提出日を分散する対象となるのは、提出要因の項番1「誤った「加入者口座コード」を提出した場合」と「項番2機構加入者の区分口座間又は区分口座内で加入者口座を移動させる場合」になります。)</p>	加入者情報	通知
106	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	13	<p>加入者の氏名又はカナ氏名に桁あふれが生じた場合は、書面で申請する必要があるかと思いますが、書面での提出は、Unicode対応した文字での申請が必要という認識で正しいでしょうか。また、その場合は手書きになる可能性がありますか。</p>	<p>データとして通知された部分を含めて内容を書面で通知していただきますので、加入者情報の標準化ルール上の統一文字集合内の文字としていただくなど、データ上の表示と書面上の表記をあわせていただく必要があります。</p> <p>なお、手書きのものについては、誤記・誤読の懸念がありますので、加入者本人が自署したものを除き、原則として、手書きによる内容の授受は想定しておりません。</p> <p>また、桁あふれが生じた場合の具体的な事務運用の詳細につきましては、今後検討させていただき予定としております。</p>	加入者情報	桁あふれ
107	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	14	<p>常任代理人、法定代理人は拡張レコードを複数設定することにより、複数データを登録できるという認識で正しいでしょうか。</p>	<p>常任代理人を複数設定することができないため、拡張レコードも複数設定することはできません。法定代理人についても同じです。</p>	加入者情報	代理人
108	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	14	<p>(「住所コード化不可区分」に「1」(不可)をセットすることにより、機構は住所を「住所コード」に変換できない場合にエラーとせず、住所で名寄せ処理を行う。)</p> <p>との記述がありますが、住所コード情報を持っていない機構加入者は常に「1」(不可)とセットしても問題はありませんかでしょうか。</p>	<p>常に「1」(不可)をセットし通知することは避けていただくようお願いいたします。</p> <p>*住所コード化ができるにも関わらず、住所コード化不可区分に「1」(不可)をセットした場合、入力ミス等が発見されず、誤名寄せが発生する場合があります。</p>	加入者情報	住所コード
109	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	24	<p>「加入者情報変更済通知データ」について、TAからの変更は「加入者口座情報」を変更せずに「株主等通知用データ」を変更するとあります。その結果を「加入者情報変更済通知データ」で通知されるとのことですが、その後「加入者口座情報」を変更する場合は「加入者情報データ(変更)」を提出するという認識で正しいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>	加入者情報	通知

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
110	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	25	「加入者情報更新済通知データ」について、通知どおりに「加入者口座情報」を変更する場合も「加入者情報データ(変更)」を提出するという認識で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。	加入者情報	通知
111	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	29	『株式等振替システム 株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)』 29 加入者情報データの項番14「住所コード化不可区分」についてですが、この項目は 国内住所は 0(可)、国外住所は 1(不可)を設定するとの認識でよろしいのでしょうか。	必ずしも国内住所が 0 となるとは限りませんのでご注意ください。なお、国外住所は 1 で固定となります。国内住所の場合は、基本的には 0(可) ですが、住所コードに対応してない住所の場合に、1(不可)を設定します。(明らかに住所コードが存在しないと考えられる場合は、1(不可)を設定します。)	加入者情報	住所コード
112	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	33	ファイル伝送で加入者情報の変更を行う場合、基本レコード、拡張レコード共に変更がない項目についてはスペースを設定するの記載がございますが、一部の項目について変更前と同じ内容を設定し送信した場合、どのような結果になりますでしょうか？また、全項目変更前と同じ内容で送信した場合、どのような結果になりますでしょうか？	一部の項目を変更前と同じ内容で送信した場合、又は全項目を変更前と同じ内容で送信した場合、共に正常に受け付けられますが、加入者口座情報の更新はされず、変更履歴だけが更新されます。その際、設定した内容で加入者情報変更済通知データが通知されます。また、当該加入者口座が、他の口座管理機関により開設される加入者口座と名寄せされている場合であって、且つ「加入者情報データ(変更)」により株主等通知用データの情報(加入者情報更新済通知対象の項目)が更新される場合には加入者情報更新済通知データを他の機構加入者に通知します。なお、当該加入者口座が他の口座管理機関が開設する加入者口座と名寄せされていない場合や、株主等通知用データが更新されない場合には、加入者情報更新済通知データは通知されません。	加入者情報	通知
113	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	2	「総株主通知日案内」は、該当する銘柄が自社の口座(自己口、顧客口に関わらず)に存在しない場合でも通知されるのでしょうか？	口座残高の有無に関わらず、全ての加入者、会社(TA)に通知いたします。	総株主通知	日案内
114	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	2	該当期間の登録件数が「0」件の場合は「登録済加入者データ」は通知されないのでしょうか？	対象が無い場合は、ゼロ件の登録済加入者データを通知いたします。	総株主通知	登録済加入者データ
115	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	27	(特別株主管理事務委託に該当しない場合において)「過誤訂正数量」が発生するのは具体的にどのようなケースが想定されるのでしょうか？	株主確定日の口座残高に超過記載等の誤記録があり、訂正を行った場合です。	特別株主の申出	
116	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	38	確定基準日の+1営業日目15:00~20:00か+2営業日目3:00~20:00に機構へ通知することとなっておりますが、当該時間帯であれば再送が可能でしょうか。	可能です。	総株主通知	報告
117	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	43	記録先加入者口座コードについて、TAとしては質権者の加入者口座コードをセットする認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	個別株主通知	報告
118	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	43	質属性区分(1:登録質、2:略式質、3:特別株主)を設定する際に、質権が設定されている特別口座株主の場合、「1:登録質」をセットする認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	総株主通知	報告
119	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	43	【担保設定されている株式の総株主報告について】担保設定(譲渡担保設定、質権設定)されている株式について、以下のケースで総株主報告が必要か教えてください。 担保権者:機構加入者A(自己口)、担保設定者:機構加入者Aの加入者、特別株主の申出あり、機構加入者Aからの総株主報告 担保権者:機構加入者A(担保専用口)、担保設定者:機構加入者Aの加入者、機構加入者Aからの総株主報告 担保権者:機構加入者A(自己口)、担保設定者:機構加入者B(自己口)、特別株主の申出あり、機構加入者Aからの総株主報告 担保権者:機構加入者A(担保専用口)、担保設定者:機構加入者B(担保専用口)、機構加入者Aからの総株主報告 また、総株主報告が必要な場合に設定する、総株主報告データレコードの項目値を教えてください。 項目…加入者口座コード、記録先加入者口座コード	及び :自己口であるため機構が、総株主報告を行います。 :委託先機構加入者である機構加入者Aが、総株主報告を行います。(加入者口座コード=機構加入者Aの加入者、記録先加入者口座コード=スペース) :申出省略機構加入者である機構加入者Aは、総株主報告を行う必要ありません。(委託先機構加入者が、総株主報告を行います。)	総株主通知	報告
120	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	49 50 52 53	総株主報告エラー通知データレコード(ヘッダレコード部) -49、 総株主報告エラー通知データレコード(総株主報告データ部) -50、 総株主報告エラー通知データレコード(チェックデータ部) -52、 総株主報告エラー通知データレコード(エンドレコード部) -53の どのエラーでもレコード種別は「2」なのでしょうか。	現行と同様に「2」で通知します。エラーとなったデータが格納されていますので、どのデータがエラーとなったかの判断を行うことが可能です。	総株主通知	報告

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
121	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	86 (82)	"調整株式数"については、特別口座への記録は行わないという認識しておりますが、いかがでしょうか。	"調整株式数"については、機構からの割当先優先順位(報告株数優先等)にしたがって割り当てますので、特別口座に割り当て場合があります。	配分明細	
122	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	41	個別株主報告データ上に「記録先加入者コード」がありますが、報告対象の加入者が報告対象の1銘柄において顧客預り分としての報告と質権設定分としての報告がある場合には、個別株主報告データはどのように作成するのでしょうか。また、報告対象の加入者が報告対象の1銘柄において複数の質権設定先の加入者の報告がある場合には、個別株主報告データはどのように作成するのでしょうか。記録先加入者コードを設定するパターンでのイメージが浮かばないため、記録先加入者コードが設定されているパターンで例示をしていただければと考えます。	個別報告依頼データ上の依頼ごとに報告願います。  顧客預り分と質権設定分の報告がある場合 <顧客預り分> 加入者口座コード・申出株主の加入者口座コード 記録先加入者コード・申出株主の加入者口座コード <質権設定分> 加入者口座コード・申出株主の加入者口座コード 記録先加入者コード・申出株主の担保権者の加入者口座コード  複数の質権設定先の加入者の報告がある場合 <質権設定分> 加入者口座コード・申出株主の加入者口座コード 記録先加入者コード・申出株主の担保権者Aの加入者口座コード <質権設定分> 加入者口座コード・申出株主の加入者口座コード 記録先加入者コード・申出株主の担保権者Bの加入者口座コード	個別株主通知	報告
123	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	58	個別株主報告データエラー通知データレコードには、項目毎にエラーフラグがございますが、全ての項目においてエラーとなる可能性があるのでしょうか？特に加入者口座毎の日々の残高及び増減資等の数量についてはどのようなチェックを行うのでしょうか？ また、増減資等数量履歴レコードは、株式併合・分割等の増減を報告する旨の記載がございますが、具体的にどのコーポレートアクションを指すのでしょうか？(総株主日程通知で増減を伴うコーポレートアクション全てという認識で宜しいのでしょうか？)	個別株主報告データに限らず、エラー内容・チェック内容については、今後公表を予定しております接続仕様書(現行のエラーフラグコード・内容一覧に相当します。)にて記載させていただきますので、こちらをご参照くださるようお願い致します。  増減資等数量履歴レコードは、総株主通知日程案内にて通知する増減を伴うコーポレートアクション全てが報告の対象となります。	個別株主通知	報告
124	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	6	加入者情報の変更(配当金単純取次ぎ方式 その他の方式)や削除を行った場合、登録した配当金振込指定取次ぎ情報は機構側で自動的に削除されるという認識で宜しいでしょうか？	登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式へ変更した場合は、その旨をTAに対して通知いたしますので、発行会社(TA)において、配当金振込指定取次ぎデータに代えて、新たに指定された配当金振込指定方式を採用頂くことを想定しています(この場合、配当金振込指定取次ぎデータの削除データは送信しません)。また、機構加入者が加入者情報の削除を行った場合、その加入者口座コードに係る配当金振込指定取次ぎデータの削除データを機構側で自動作成する仕様はございません。	配当	単純取次ぎ
125	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	8	配当入金予定額明細データは、担保設定分を除くものが対象となると認識しておりますが、間違いございませんでしょうか？	配当入金予定額明細データは、担保設定者(株主)が通知対象となります。担保権者に対して、配当金入金予定額明細データの通知はございません。	配当	比例配分
126	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	8	【配当入金予定額について】 接続仕様書上、配当金入金予定額明細データが配信されるのは、加入者情報上で、株式数比例配分方式を選択した場合のみとなっております。 配当金の配当金受領方式として、株式数比例配分方式以外の方式を選択した場合、配当金入金予定額の算出はどの様に行われるのでしょうか。 ・ 機構加入者コード毎に株数×配当単価 ・ 加入者口座コード毎に株数×配当単価 上記の何れかでしょうか。	配当金の配当金受領方式として、株式数比例配分方式以外の方式を選択した場合、加入者口座ごとの按分計算を行わないため、配当金入金予定額明細データ(株式数比例配分方式を指定した加入者について、その加入者口座ごとの按分計算を通知するデータ)の通知はなく、配当金入金予定額(配当金入金予定額明細データレコード1上の項目)も算出しません。	配当	比例配分

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
127	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>下記の各種機構加入者からの機構への送信データの訂正及び取消について確認です。 機構から受信した各種入力処理内容通知はエラー無しではありませんが、送信したデータに対して、訂正や取消を行いたい場合、各種報告データの送信期限、時間(株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用) P. -26)内に再送を行うことでよいでしょうか。また、時間内であれば、複数回再送が可能であり、最後に送信したレコードが正となるという認識でよいでしょうか。</p> <p>【機構加入者からの送信データ】 ・総株主報告データ ・総新株予約権付社債権者報告データ ・個別株主通知の申出取次データ ・個別株主報告データ ・配当金振込み指定取次データ ・振替口座簿記録事項報告データ ・外国人直接保有株式数合計データ</p>	ご認識のとおりです。	接続仕様	
128	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>担保設定者又は質権設定者が、加入者口座コードを変更した場合、口座振替Web端末より、「担保株式の届出」を行っていただければ、譲渡担保や質権担保の受入側には変更した旨(加入者口座コード変更済通知など)が通知されるのでしょうか。</p>	<p>合併等にかかる加入者口座コードの変更データ、および口座移管等にかかる加入者口座コードの変更データを機構に送信していただくことで、機構では振替口座簿や特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿および担保株式に係る届出の記録の変更を行い、当該加入者口座コードが記録されている振替口座簿等の機構加入者にも処理明細(帳表ファイル)にて結果を通知します。</p>	加入者情報	加入者口座コード変更
129	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>個別株主通知の申出をした加入者が以前、加入者口座コードの変更を行っていて、もし、加入者口座コード変更前のデータも必要な場合、「個別株主報告データ(報告依頼分)」では、変更前の加入者口座コードと、現在の加入者口座コード分の2つの報告依頼を頂くという認識でよろしいでしょうか。</p>	ご認識とおり、報告依頼を2つ致します。	個別株主通知	報告
130	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>増減数量履歴レコードについて 効力発生日に通常の入入があった場合、増減数量履歴データには、コーポレートアクションによる増減数量を含めた数量をとして送るという認識でよいのでしょうか？ それとも、増減数量履歴データにはコーポレートアクションを除いた増減数量を送るべきなのでしょうか？</p>	<p>増減数量履歴レコードは、報告対象日の増減をすべて含めた数量をセットしてください。 増減数量履歴レコードは、報告対象日のコーポレートアクションに係る増減数量をセットしてください。</p>	個別株主通知	報告
131	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>【加入者情報の提出期限と加入者情報の照会のタイミングについて】 システム接続仕様書によれば、加入者情報の新規の登録に関しては、以下のような手順が示されています。(一部を抜粋) * 初めて振替の数量を記録した日から5営業日以内 * 他の機構加入者の加入者の口座を振替元とし、機構加入者の加入者の口座を振替先口座とする振替が行われることとなったときには振替日までに登録 一方、口座管理機関の間で行なわれる株式等の振替においては、以下のような運用が可能となっています。 * 振替元機構加入者は振替理由、口座移管情報を振替先に伝達できる手段としてWeb端末での口座照会ができる。照会の対象となる加入者口座コードは前営業日までに通知されたものに限る この条件では、振替先の口座管理機関において新規口座開設を行なった投資家が一度も株式等の記録が無い状態で、初めて口座管理機関の間で行なわれる株式等の振替を行なう(受ける)場合、振替元から振替先への照会結果は存在しないためにエラーとなります。 振替元口座管理機関では先方の顧客登録の状態は把握出来ないため、結局、各口座管理機関は振替に際しては、エラーになって初めて何らかの連絡を取り合い、振替日の決定をしていく運用が想像されます。 口座管理機関の間で行なわれる株式等の振替においては現状のような事前のFAX送信等の運用は避け、出来るだけ電子化によるものを想定していたのですが、仕組み上、上記のような運用はやむを得ないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>振替請求自体はエラーとなりませんが、ご指摘のとおり振替先口座照会においては、振替予定先(照会先)の加入者口座コードが存在しない場合があります。 この際、振替先口座照会ではエラー扱いとならず、加入者口座コード無しで照会履歴情報を登録し、被照会側へ加入者口座コードが機構に登録されていない旨、メッセージ(画面より入力した銘柄、数量等の情報)とともに通知することとなります。 なお、振替先口座照会時にメッセージ機能として相手(振替予定先)に通知できる項目につきましては、別途のFAX送信等による事務運用は省略できるのではないかと考えております。</p>	加入者情報	通知
132	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>個別株主報告、振替口座簿記録事項報告データの履歴データレコードについて、報告すべき銘柄が、コーポレートアクションなどにより、銘柄コードが6ヶ月以内に変わっている場合、「個別株主報告データ(報告依頼分)」では、変更前の銘柄コード分の「個別株主報告データ(報告依頼分)」が頂けるのでしょうか。それとも、機構加入者側で変更前の銘柄コード分も追隨して報告するのでしょうか。</p>	<p>個別株主通知の申出は変更前の銘柄コード、変更後の銘柄コードの両方にて行うため、機構は、変更前後の銘柄コードにて個別株主報告依頼データを通知します。(情報提供請求においても同様です) 株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用) -15にデータ例を記載しておりますので参考にご参照下さい。</p>	個別株主通知	報告
133	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	<p>【株式数比例配分方式】 機構から受理する配当入金予定額(配当入金予定額明細データの1項目)と会社(TA)から振り込まれてくる配当金の入金額に相違は発生しないと考えていますが、この認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>会社(TA)から振り込まれる金額と配当入金予定額明細データの配当入金予定額明細データレコード2にセットされている金額(銘柄別配当入金予定総額)に相違はございません(配当入金予定額明細データレコード1は加入者口座ごとの明細です)。</p>	配当	比例配分

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類		
					区分(1)	区分(2)	
134	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	-	<p>「論理チェック通知」というデータは存在しませんが、以下ようになります。                      配当金振込指定取次ぎデータを提出した一定の時間後に通知するデータ:配当金振込指定取次ぎデータ入力処理内容通知(論理チェックに準ずる簡易チェック結果)</p> <p>配当金振込指定取次ぎデータを提出した翌営業日に通知するデータ:配当金振込指定取次ぎデータ結果通知(処理結果)</p>	配当	単純取次ぎ	
135	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	-	<p>機構から受理する配当金振込指定取次ぎデータ入力処理内容通知について、当該データの一部であるエラー通知データに「同様エラー件数」という項目がありますが、この項目の意味と用途を教えてください。</p>	同様のエラーが連続した場合に、エラー通知データレコードを集約します。例えば、同様のエラーが10件連続した場合は、エラー通知データレコード1件(同様エラー件数=9)で通知いたします。	配当	単純取次ぎ
136	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	-	<p>ファイル伝送の送受信処理に関して、確認させていただきたい点がござります。</p> <p>・機構側のシステム日付の切り替わりのタイミングについて                      弊社の当日分の処理を行う夜間バッチシステムでは24時を超えた時点でも、オンラインが開局するまではシステム日付は当日とみなされるようになっております。                      もし24時を超えた時点でファイルを送信すると、機構側のシステム日付は翌日の扱いになってしまう可能性はあるのでしょうか？</p> <p>&lt;背景&gt;                      ・接続仕様書1版 「個別株主通知」業務について                      個別株主通知の申出を受理後、当日中に「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を作成し、機構に送信を行う(3:00~20:00)とありますが弊社の夜間バッチシステムでは24:00以降(規定時間内を考慮すると3:00~)に送信することになり、機構側で翌日の扱いになってしまう可能性があります。</p>	株式等振替システムのシステム日付は、接続先システムとの日付合わせは行いません。3時以降に集信するファイルのデータ日付は、当日(実日付)である必要があります。	接続仕様	
137	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	-	<p>【他社担保専用口へ差入れた機構加入者自己口(保有)株式の総株主通知】                      機構加入者自社の自己口(保有)にある株式を他社の担保専用口へ担保差入を行った場合で自社自身が特別株主となる場合でも、日々の特別株主管理事務委託状況報告によってその差入担保数量は自社の自己口(保有)へ加算されるので、総株主報告データについては通常の自己口(保有)に記録された株式と同じく自社で作成・報告する必要がない(機構がTAへ通知)との理解でよろしいですか？</p>	ご認識のとおりです。 ただし、特別株主管理事務委託状況報告によって加算されるのは総株主報告に係る銘柄分のみとなります(株主確定日の断面)。個別株主報告や情報提供請求の数量履歴については、担保専用口へ差入れた数量の履歴を報告していただきます。	総株主通知	報告
138	株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	-	-	<p>【総株主通知事由(増減資等の種別)】                      株主通知関係データ接続仕様書(機構加入者用)のI-17ページに総株主通知事由(増減資等の種別)の種別コードが記載されていますが、会社分割(吸収)と会社分割(新設)の種別コードはどのようになりますか？またシステム概説書166・167ページにあるコーポレートアクションの種類の一覧にある項番q-vの事項についても今後追加されると考えてよろしいですか？</p>	総株主通知事由(増減資等の種別)の種別コードについて整理・検討中ですので、項番q-vの事項も含め、今後公表を予定しております接続仕様書に記載させていただきます。	総株主通知	日程案内
139	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))[第1版]		15	<p>株主保有株式数の一部が登録質となる場合の通知方法は、株数情報として、同一株主等照会コードで複数通知される(登録株式質権者の株主等照会コードの有無)こととなるのでしょうか。</p>	ご認識のとおりです。	総株主通知	通知
140	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))[第1版]		15	<p>【総株主株主通知データ(株主情報)の対象】                      全株主が対象でなく、前回通知時点からの新規株主のみとの認識でよいのでしょうか？                      (基本概念:期中における住所変更等は日次の変更通知で行い、基準日時点の総株主通知においては、株数情報のみ受領の認識でよいのでしょうか？)</p>	ご認識のとおりで新規株主分のみを通知します。	総株主通知	通知
141	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))[第1版]		31	<p>法定代理人の当該株主口座とは、どの範囲を示しているのでしょうか？</p>	当該株主の株主等通知用データ(株主等照会コード)に名寄せされている加入者の口座全てとなります。	加入者情報	代理人
142	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))[第1版]		59	<p>通知日程延期通知件数が0件の場合も、通知はされるのでしょうか？</p>	配信の対象となるデータが無い場合でもゼロ件データ(ヘッダ、エンドレコードのみ)を作成し、通知を行います。	総株主通知	通知

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
143	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	2	【個別株主通知について】 前回総株主通知なしで、期中に新規となった株主が個別株主通知の対象となった場合、次回通知は新規扱いで株主情報も通知されるのでしょうか？	新規扱いで株主情報を通知します。	個別株主通知	報告
144	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	3	【個別株主通知データ(増減資等の数量履歴)について】 (C)口、八の括弧内の記述の具体的なイメージについて。別レコードにする際のキー情報は特に区別がないのでしょうか？(並びに関する考慮はTA側では特に不要でしょうか？) データからCAの増減資等の種別は判断する事が出来ないのでしょうか？ 「(同一記録日に複数のCAに起因して効力発生日の付記がある場合それぞれ別レコードとして通知する。)」	1.(C)口、八、二、は項番3の銘柄コードから項番7の受付番号までが共通でありキー情報と考えています。 2.CAの増減資は判断できません。複数のCAに起因する場合も各加入者から提出されたデータを編集し1レコードにします。	個別株主通知	報告
145	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	3	【個別株主通知データ(増減資等の数量履歴)について】 イ、ロ、ハの其々通知条件が記載されているが、レコード自体は1レコード内に存在する項目である。意味としてはCAがある場合にレコードが作成されると考えれば良いのでしょうか？	ご認識の通り、当該データはCAで数量の増減があった場合のみ通知します。	個別株主通知	報告
146	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	2	株主情報変更等通知データが送信されるタイミングはいつになりますか？	機構で株主等通知用データを変更した翌営業日に通知致します。 株主等通知用データは、基本的に加入者からの届け出(加入者情報データ(変更)、加入者情報データ(新規登録))により変更されます。	総株主通知	株主情報変更通知
147	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	3	配当金振込指定データが変更になった場合は、どの時点までその期に反映させるのでしょうか？	配当金支払いに係る事務手続きについては、株式等振替システム外の取扱いとさせていただきますので、機構にて期限を定めるものではありません。 但し、株式数比例配分方式については、配当基準日時点の配当金支払方式によるものとしています。	配当	単純取次ぎ
148	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	4	【イ.情報提供請求(全部情報)データについて】 (イ)TAは加入者の口座を指定した情報提供請求を機構を通じて行なうことはできない)とはどういうことでしょうか？	TAは、加入者の口座を直接指定して(例えば、Aさんの加入者口座コードを指定した請求)、情報提供請求(全部情報)を行うことはできないという意味です。請求をする場合は、株主等照会コードを用いて行います(Aさんの開設する口座全てに記録されていたものの合算値がTAに通知される)。	情報提供請求	全部情報
149	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	5	【情報提供請求(全部情報)データについて】 ファイル伝送での請求は、株主等照会コードのみでなく、氏名・名称、住所で出来ないのでしょうか？	氏名・住所ではおこなえません。行う場合は加入者情報Web端末をご利用ください。	情報提供請求	全部情報
150	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	5	情報提供請求(全部情報)データのエラー箇所を訂正し、データの再提出を行う場合の方法はどのようなものなのでしょうか？	授受時間帯内でファイル単位での再送となります。	情報提供請求	全部情報
151	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	29	【4.振替口座簿記録事項通知データ:書面について】 書面とはWeb上のPDFのようなイメージなのでしょうか？物理的な紙なのでしょうか？	紙を想定しております。	情報提供請求	全部情報
152	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	29	【4.振替口座簿記録事項通知データ:C作成内容等について】 (イ)複数の口座に記録された数量を合算とは、 株主Y氏 A証券 1000株 B証券 2000株 このケースは3,000株が合計数量となるという事を意味するのでしょうか？ このケースの場合、保管振替機構で名寄せされ、1つの株主等照会コードで管理されていると考えているが正しいのでしょうか？	3,000株として通知されます。このケースでは、2つの口座が名寄せされ、1つの株主等照会コードで管理していることとなります。	情報提供請求	全部情報
153	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	51	情報提供請求(部分情報)において、ファイル伝送を利用することはできないのでしょうか？	ファイル伝送のご利用はできません。	情報提供請求	部分情報
154	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	51	【2.情報提供請求(部分情報)(1)概要について】 TAが請求してから通知がリターンされるまではリアルタイムでなく、パッチが介在するのでしょうか？	ご質問のとおり、口座管理機関へ依頼はリアルタイムで行いますが、口座管理機関の振替口座簿確認・報告後、パッチ処理を介して加入者情報Web端末での照会が可能となります。	情報提供請求	部分情報

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
155	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	2	機構が単純取次ぎを行った場合、既に他の方法で行った振込指定を解除されますでしょうか？	加入者が、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を選択している場合に、その加入者より配当金振込指定取次ぎデータが提出された場合は、エラーとしますので、会社(TA)に対して通知されることはありません。	配当	単純取次ぎ
156	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	3	「登録配当金受領口座方式」にて振込を行った結果、口座指定誤り等で振込不能となった場合、TAとしては株主へ連絡を取り、改めて指定いただいた振込先に配当金を再振込みすることを想定しております。このような事態が発生した場合、機構への情報連携の是非どのようになるでしょうか。	運用上、株主名簿管理人と機構との間で連携を行うか否かについては、今後の実務検討の中で、株主名簿管理人サイドのご要望を踏まえて詳細を整理させていただくことが予想されますが、現時点では、株主名簿管理人から振込不能となった株主に対して口座の確認を行う際に、あわせて、その直近上位機関に対して口座の変更の届出を行うよう指示していただくのみで、特段、機構にその旨をご通知いただくことは想定しておりません。	配当	登録配当金受領口座
157	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	4	配当金予定額データ入力処理内容通知にエラー情報がある場合、期限を越えての再提出は可能でしょうか？	(配当金支払予定額明細データへのご質問と認識します)期限内までに提出してください。期限を越えそうな場合は、機構との調整が必要となります。	配当	比例配分
158	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	6	【 . 配当金 配当金支払予定額データについて】 「配当金支払予定額データ」の通知期限「配当金支払予定額通知期限」とはどの通知に記載されている項目でしょうか？	「配当金支払予定額通知期限」は、(機構から通知させていただく)データの項目ではありません。あくまでも実務運用上の通知期限として、今後、関係者との調整を踏まえて(とりわけ株主名簿管理人における配当金計算実務を踏まえて)決定させていただくことを予定しております。なお、機構システム上の取扱いといたしましては、配当金支払開始日の3営業日前に、口座管理機関あての「配当金入金予定額明細データ」を通知いたしますので、遅くともその前営業日(配当金支払開始日の4営業日前)までに「配当金支払予定額(源泉徴収税額控除後)データ」を送信していただく必要がありますが、このほかにも、全銀協のMTデータの授受等に係る期限が外部要因として存在するものと認識しております。	配当	比例配分
159	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	9	【 . 配当金 単純取次ぎ方式】 ・期中の新規株主(前回の総株主通知なし、もしくは前回通知なしでも名寄せ解除等で通知がある場合)に対して単純取次ぎがあった場合は、TA側へは都度通知があると考えて良いのでしょうか？ また、次回の「総株主通知」は新規扱いと同等となる認識で良いのでしょうか？ また、その際の振込先情報はセットされますでしょうか？	期中の新規株主についても、加入者側から「配当金振込指定取次ぎデータ」が提出された場合は、TA側へ都度通知を行います。 また、「配当金振込指定データ」内で通知される株主情報には、株式数情報が含まれていませんので、次回の「総株主通知」は、新規扱いとなります。 なお、「総株主通知」において、単純取次ぎ方式の振込先情報は、通知されません。 (「総株主通知データ」における振込先情報は、登録配当金受領口座方式の振込先情報のみとなります)	配当	単純取次ぎ
160	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	-	振替口座簿の情報提供(情報提供請求(全部情報)データ)では対象期間を指定することとなっていますが、FROMの日付に制約はないのでしょうか。(口座管理機関は、振替制度移行後の振替口座簿をすべて管理していなければならないこととなりますが、ある程度の過去分についての増減記録は「繰越残」として集約する形をとりたいと考えております。	情報提供請求(全部情報)をシステム処理にて行なう場合は、請求受付日の前日から起算して6ヶ月間を請求対象可能期間としております。 当該期間の日付以外は請求受付時に機構においてエラーといたします。 ただし、情報提供請求は振替口座簿の記録事項を提供することが法律の要請であること、また、振替口座簿の法定保存期間は10年間であることから、情報提供請求は、最長で10年間が請求対象可能期間であると解釈されます。 このため、口座管理機関は10年前の振替口座簿の記録事項を機構にご報告していただく場合もあります。 システム処理にて対応できない場合(6ヶ月以前の日付が請求対象となった場合)には、書面による対応を想定しており、その際に機構にご報告していただく内容は、「振替口座簿記録事項報告データ」と同様の内容となることを想定しております。 過去分の増減記録を集約する場合はこの点にご考慮いただきたいと思っております。	情報提供請求	全部情報
161	株主通知関係データ接続仕様書(会社(TA用))【第1版】	-	株主が「単純取次ぎ方式」から現払いへ配当金受領方式を変更する場合、TA側へはどのように通知されますでしょうか。	配当金振込指定の取消時には、配当金振込指定データの金融機関預金口座・郵便貯金口座に係る項目にスペースをセットして通知いたします。	配当	単純取次ぎ
162	ファイル伝送接続仕様書(基盤編)【第1版】	-	接続仕様書には BOM やエンディアンについての記載がありません。UCS-2(UTF-16)項目のバイトオーダーについて、仕様を定義願います。	BOM(Byte Order Mark)は、設定しません。 エンディアンについては、ビッグエンディアンとします。	加入者情報	統一文字コード
163	ファイル伝送接続仕様書(基盤編)【第1版】	-	個人情報を含むデータについては暗号化が必須ということですが、同一ルータ(同一回線)を使用した場合、他のデータについても暗号化されてしまうと思えます。これは問題なしと考えてよろしいでしょうか？	問題ありません。	接続仕様	暗号化
164	ファイル伝送接続仕様書(基盤編)【第1版】	-	接続仕様書データの集配ファイル中の配信ファイル(機構 機構加入者向け)の形式はCSVタイプかテキストタイプ、或いはそれ以外のファイル形式なのでしょうか？またそのデータを市販ソフト等でデータの読み込みは可能なのでしょうか？	ファイル形式は、全銀TCP/IP手順に準じた固定長レコードとなり、全銀TCP/IP手順をサポートしたソフトウェアは、各SIBベンダ及びメーカーから製品として出されております。また、データを表示するには、御社システムが対応している文字コードへの変換が必要となります。	接続仕様	フォーマット
165	ファイル伝送接続仕様書(基盤編)【第1版】	-	ファイル伝送において加入者も口座も同じ回線でよろしいでしょうか？	同じ回線で結構です。	接続仕様	

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
166	振替新株予約権付社債(元利金)接続仕様書(機構加入者用)[第1版]	46	左記該当頁にて、割引債の場合、振替新株予約権付社債の課税情報申告データの送信は不要と記載されておりますが、課税情報申告データ以外の振替新株予約権付社債(元利金)ファイル(下記ご参照)は送受信対象であるという認識に相違ありませんか？  当方の認識 ・元利払提出日程通知(CB) 割引債データ受信対象 ・加入者別担保受入れデータ(CB) 割引債データ送信対象 ・元利払対象残高データ(CB) 割引債データ受信対象 ・課税情報申告データ(CB) 割引債データ送信対象外 ・元利金請求データ(CB) 割引債データ受信対象 ・元利金請求内容確定通知(CB) 割引債データ受信対象	ご認識のとおりです。	CB	元利払
167	統合チャネルシステム接続仕様書(共通編)	-	機構次期システムでは統合Webも統合チャネルの回線に入るのでしょうか？	今まで通り別々の接続先となりますので、別途の回線を敷設していただくことになります。	接続仕様	
168	統合Webシステム接続仕様書(共通編)	-	機構次期システムでは統合Webも接続先が変更になるのでしょうか？(弊社は統合WebではINS回線のみ敷設)	INS回線のみであれば、ダイヤル先を変更していただければ結構です。	接続仕様	
169	加入者Webシステム接続仕様書(基盤編)	-	加入者Web用に新に端末を準備しなければならないのでしょうか？統合Webと同じ端末では問題ありませんでしょうか。統合Web用端末のOSをVISTAにすれば1台で統合Webも加入者Webも使えるのでしょうか？回線も分けなければならないのでしょうか？	統合Web端末との共用はできません。回線も別途敷設していただくことになります。	接続仕様	
170	加入者Webシステム接続仕様書(基盤編)	-	Webの文字コードについて、Windows VISTAにしないと、XPでは表示できない文字があるのではないのでしょうか。	加入者情報Webについては、文字コードはユニコードを採用しています。そのため、Windows Vistaを動作保障の対象としています。	接続仕様	文字コード
171	その他	-	「外国人」の定義について、各業法毎の外国人管理の項目が存在しますが、何故このような管理が必要なのでしょう。証券会社として各業法別の管理をおこなっていくのも難しいのではないかと思います。	法令により、振替口座簿の記録事項、総株主通知の通知事項及び個別株主通知の通知事項として、以下の内容が定められる予定であり、これはそれに従った取扱いです。 ・発行者が放送法第52条の8に規定する一般放送事業者である場合において、加入者が同法第52条の8に規定する外国人等であるときは、その旨 ・発行者が航空法第120条の2に規定する本邦航空運送事業者又はその持株会社等である場合において、加入者が同条に規定する外国人等であるときは、その旨 ・発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項各号に掲げる者であるときは、その旨	加入者情報	外国人区分
172	その他	-	本年5月をもって「期末交付」が廃止されました。このため、実質株主報告したくない(失権扱いとしたい)投資家がいた場合、基準日前日に現物交付をおこなっています。株券電子化以降、失権の扱いをおこないたい場合どのような方法をとることができますか。	電子化後は失権扱いはできません。	総株主通知	
173	その他	-	2口座方式(決済口と保有口の共有、顧客口)または3口座方式(決済口、保有口、顧客口)とするかは、各口座管理機関が任意で選択可能なものなのでしょうか。もしくは株券電子化としてすべての口座管理機関が3口座方式としなければならないのでしょうか。	任意で選択可能です。	口座	制度参加
174	その他	-	証券会社が顧客から信用取引にかかわる保証金代用証券として預かっている株式の記録口座としては顧客口、担保口、担保専用口等、どちらが妥当な口座となりますか。(代用証券と代用証券でない通常の預かりは別の口座(口)で管理することが必要でしょうか。)	振替法において譲渡(譲渡担保差入れ)については「振替株式の譲渡は、振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄に当該譲渡に係る数の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。」となっており、質入れについては「振替株式の質入れは、振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。」となっております。従って、効力を生じさせるためには、譲渡担保とする場合は保有口(担保分)又は担保専用口へ、質権とする場合は質権口への記録が必要となります。なお、譲渡担保のケースで、特別株主の申出の簡略化のスキームを利用する場合には担保専用口、利用しない場合には保有口(担保分)に記録を行っていただきます。	口座	種別
175	その他	-	2008年10月以降の並行稼働期間中から「情報提供請求」は受付を実施されるご予定でしょうか。	2009年1月からとなります。保振制度の抹消・減少通知をご利用ください。	移行	先行稼働

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
176	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	49	説明会資料「株式等振替システムのシステム接続について」の想定スケジュール(49ページ)では、総合テストは3月より実施と記載されております。一方、システム概説書第1.1版では、総合テストは5月より実施と記載されている。どちらが正しいのでしょうか。	振替システムに係る総合テストは5月から、加入者情報システムに係る総合テストは3月から実施することを予定していますが、この線を一本にしたため3月からという記述になっています。	日程	
177	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	49	スケジュールの記載内容によりますと、「加入者情報システムの稼働」、「株主通知システムの稼働」、「一斉移行」と業務処理毎に、3段階に分けてシステムリリースを行うように見受けられますが、口座管理機側のシステムもこれに合わせて、 加入者情報関連機能(概説書1.1版の項番3 加入者情報システムに記載されている機能) 株主通知機能(概説書1.1版の項番4 株主通知に記載されている機能から個別株主通知を除いた機能) 残りの機能 と順次リリースを行うものと理解してよろしいでしょうか？ また 、のリリース・稼働時については、現行本番業務との並行運用となりますが、保振機構殿宛のさまざまな送受信データについてそれぞれ接続先の設定インターフェースなど基盤変更の考慮が必要となりますでしょうか？ご教示いただきたく宜しくお願い致します。	の段階リリースの考え方はご認識の通りです。  株券電子化対応にあわせ、機構のコンピュータシステムを移転いたしますので、の先行稼働期間のデータインターフェースの件につきましては、加入者情報に関するデータ接続につきましては新センタへの接続となり、現行機能に関するデータ接続につきましては現行センタへの接続となる予定でございますので、それぞれのセンタへの接続を行っていただくことを現時点では予定しております。個別データ毎の詳細につきましては、今後ご提示いたします。	日程	
178	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	2008年に実施される総合テストでは、ファイル伝送の接続先は現行の接続先となるのでしょうか。また、総合テストで利用する回線は現行で利用している回線を使用できるのでしょうか。総合テスト開始までに新規に回線を敷設する必要があるのでしょうか。	2008年の総合テスト時の接続先は、新センタに接続を行います。また、回線につきましては、基本的には次期システム用の回線を新規に敷設して参加していただきますようお願いいたします。	日程	
179	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	コンピュータセンタを移転するとあるが、株式以外の一般債、短期社債、投資信託の振替システムも同時に移転し、接続先の変更等の手当が必要になりますでしょうか？	一般債、短期社債、投資信託の振替システムも同時に移転いたしますので、回線の手当につきましても同様に必要となります。従いまして、総合テスト期間内で接続テストが必要になります。テストの内容やスケジュールにつきましては今後整理する予定です。	日程	
180	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	株券電子化でデータ量が増加する等の要件で、統合Web端末をリプレースする必要はないのでしょうか？	統合Web端末のスペックについては、「統合Webシステム接続仕様書(共通編)」を参照ください。ただし、総合テスト実施時に、新センタへの接続が必要となることから、本番用端末とテスト用端末を併設される等、個社の対応によっては追加設置という選択肢があるかもしれません。なお、OSのサポート切れ等、端末の老朽化や陳腐化も交換の理由になるかと思っておりますので個社で検討いただきますようお願いいたします。	接続仕様	
181	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	株式等振替システムについて、使用可能な文字集合として、JISX0213に該当する文字のうち、JISX0208に該当する文字と、JISX0208に含まれない人名用漢字とし、将来的にJISX0213への完全移行を目指すこととなっております。しかし、JISX0208、JISX0213の両文字集合間には、同一文字コードに別の文字が定義されている場合があり、そのような文字コードについては、どのような対応をとる予定でしょうか、機構にて新規フォントを作成し、各参加者への配布等は想定していますでしょうか。	JISX0213とJISX0208の両文字集合間で同一文字コードに異なる字体が定義されている場合には、JISX0213:2004の文字を優先いたします(文字の範囲としては、JISX0208+人名用漢字(107文字)ですが、その他(文字の形等)はJISX0213:2004に従います)。	加入者情報	統一文字コード
182	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	データ整備期間に使用するデータはテスト用のダミーデータを想定していますでしょうか。  【回答1を受けて】 実データとして使用するという事は、データ整備の開始までに、各参加者が各自システムのデータ整備を行う必要があるということでしょうか。	【回答1】 データ整備期間に使用するデータは実データであり、加入者情報の基となる情報とする想定です。  【回答2】 そのとおりです。ただし、自社で保有する顧客情報自体の標準化が必要ということではなく、機構に提出していただくデータを標準化する必要があるということです。	移行	データ整備
183	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	「加入者口座コード」について、株券電子化制度移行の際、現行の実質株主管理番号と同一の番号を引き続き利用することができますでしょうか、それとも改めて採番する必要があるのでしょうか？	加入者情報データ整備の際は、移行基準日時点の実質株主管理番号で管理された実質株主名簿の情報を利用して移行を行いますので、現行の実質株主管理番号を引き続き利用いただくことは可能です。新たに採番していただいてもシステム的には問題ありません。	加入者情報	加入者口座コード

株式等振替システムの接続仕様に関する質問と回答(2007年2月23日)

項番	仕様書等	該当ページ	ご質問内容	回答	参考分類	
					区分(1)	区分(2)
184	株式等振替システムのシステム接続について - 説明会資料 -	-	<p>【質問1】 株式等振替システムの稼動と同時にコンピュータセンタを移転することですが、新センタへの回線接続は全面稼動する2009年1月でしょうか、それとも加入者情報システム稼動時点でしょうか。</p> <p>【質問2】 計算会社としては両センタへの接続が発生するとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>【回答1】 まず、加入者情報システムから新センタでの接続となります。続く総株主通知の先行実施時点では、詳細部分において現行・新システムの区分けがある可能性はありますが、株主通知システムに対して新センタに接続し、2009年1月の段階で口座振替システムを含めた全システムが新センタでの接続となります。なお、加入者情報システムに係る総合テストは2008年3月から、それ以外の総合テストは2008年5月から実施を予定しております。総合テストは新センタとの接続となりますので、テスト開始前までに回線の準備をしていただくことになります。</p> <p>【回答2】 そのとおりです。加入者情報システム稼動時点では加入者情報のファイル伝送が新センタ接続となり、それ以外のファイル伝送、統合チャネル接続等に関しては現行センタへの接続となります。</p>	日程	
185	上場投資信託振替制度対応 - 説明会資料 -	-	<p>参加形態についての質問です。</p> <p>【質問1】 直接口座管理機関、間接口座管理機関のどちらかを選択をする必要があるのでしょうか。</p> <p>【質問2】 2009年の株券電子化の移行時に参加形態を変更することも可能でしょうか、ETFの振替制度開始日から株式の振替制度開始日までの経過措置期間中に参加形態を変更することは可能でしょうか。</p> <p>【質問3】 ETFでの参加形態がそのまま株式の振替制度後の参加形態となるのでしょうか。</p>	<p>【回答1】 制度上は、両方を選択可能です。</p> <p>【回答2】 2008年の3月から総合テストが開始されることを考慮しますと経過措置期間中よりも前に参加の形態を決定していただく必要があります。</p> <p>【回答3】 2009年の株式の振替制度の移行時に参加形態を変更することは可能です。ただし、2008年のテストでは、振替制度開始後のイメージでテストを行うため、早めにご決断をお願いします。</p>	口座	制度参加
186	上場投資信託振替制度対応 - 説明会資料 -	-	<p>【質問1】 ETFの振替制度対応は、扱いは今ほとんど変わらないということだと思いますが、法律が変わるので、顧客との契約の面でも新たに結び直すということが必要となるのでしょうか。</p> <p>【質問2】 同じ法律に基づいている社債や一般投信の約款でカバーできるということにはならないでしょうか。</p>	<p>【回答1】 顧客との約款についてのご質問ということであれば、保護預り約款により取り扱われているところを、今後は振替決済口座管理約款に基づいて管理するということとなると思われます。</p> <p>【回答2】 受益者からの移行同意という点を含めてETFについて改めて手当てをする必要があるか否かについては、約款の検討を行っている協会のWGでも今後整理するということになっていたと思います。それは別としても、一般投信にはないETF固有の処理として、たとえば受益者登録についての部分を振決約款に盛り込むなどの手当ては必要かと思われます。</p>	ETF	約款